



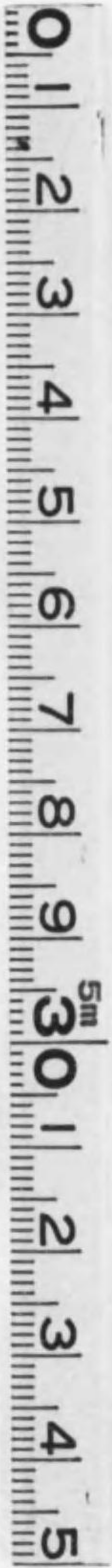
14.24-18
1200700353156

秋田縣勸業報文

第六十一號

明治三十三年三月刊行

秋田縣

始



凡例

- 一本報は勸業に關する有益の事項を採録す
- 一本報の記事は農事水産蠶業畜産山林鑛業商業工業氣象雜事の十部門に分つ
- 一本報は記事の都合に依り隨時之れを刊行す

秋田縣内務部第四課

秋田縣勸業報文第六十一號目次

○農事

- ◎秋田縣梨樹栽培畧班.....一丁
- ◎縣下由利郡大小麥作況.....十二丁

○水産

- ◎明治三十二年度能代實業會煉製鱈製造試賣事業の狀況.....十二丁
- ◎田澤湖豫察調査.....二十三丁

○蠶業

- ◎明治三十二年度本縣蠶種検査成績概表.....三十六丁
- ◎蠶病消毒法.....三十七丁

○畜産

- ◎縣内獸醫及蹄鐵工開業者數.....四十四丁
- ◎明治三十二年各郡市二歲駒羅場番附.....四十四丁

○ 山 林

◎明治三十二年中森林開墾許可地表……………四十五丁
◎獎勵植樹一覽……………四十六丁

○ 鑛 業

◎明治三十二年中鑛山試掘及採掘許可箇所數……………四十八丁

○ 商 業

◎明治三十二年下半季縣内各銀行營業狀況……………五十丁

○ 工 業

◎明治三十二年中度量衡檢定概況……………五十三丁

○ 氣 象

◎明治三十二年本縣六、七、八月氣象表……………五十八丁
◎明治三十三年一月大寒の温度及積雪……………七十五丁
◎明治三十二年中天氣豫報及暴風警報適否表……………七十六丁

○ 雜 事

◎明治三十三年中物産陳列所概況……………七十八丁
◎秋田菓樹協會の設立……………七十九丁

○秋田縣梨樹栽培略班
一、栽培區域の廣狹地勢地味
本縣梨樹栽培の區域は頗る狭小にして南秋田郡寺内村字將軍野にあるもの、如きは其面積十町二反歩にして管内中最も區域の大なるものなり其他各地に點在するもの、如きは小は一反以内にして大なるも一町歩に達するもの稀なり而して地勢地味各地相異にせり今左に各地に於ける地勢地味を擧ぐ

秋田縣勸業報文第六十一號

●農事

◎秋田縣梨樹栽培略班

一、栽培區域の廣狹地勢地味

本縣梨樹栽培の區域は頗る狭小にして南秋田郡寺内村字將軍野にあるもの、如きは其面積十町二反歩にして管内中最も區域の大なるものなり其他各地に點在するもの、如きは小は一反以内にして大なるも一町歩に達するもの稀なり而して地勢地味各地相異にせり今左に各地に於ける地勢地味を擧ぐ

一、南秋田郡寺内村將軍野の地勢たるや東方遙かに太平山を負ひ西北は近く一市街を隔て、土崎灣に臨む地形平坦土性は砂地にて下層一尺乃至二尺にして地下水あり地味肥沃ならず

一、本縣の南部則ち仙北郡大曲以西北檜岡に至る間にあるものにして海岸を去る十數里御物川沿岸にありて地勢平坦なり土性は埴土或は砂質壤土なりとす

一、本縣西南部由利郡平澤、龜田、小出村等にあるものにして東南山を負ひ西は海岸に接近す

るを以て地勢西方に傾斜し土性は土質壤土又は腐植質土等なりとす

二、地形地質の得失

河流に沿ひる砂質壤土又は植土質にして廣潤の所にあるものは概して良質の果實を産し海成及河成の砂土之に次く其他山間の腐植質土は概して劣等なるも、如し

三、蕃殖創始の年代及始植者の氏名本縣にては蕃殖創始の年代頗る遅くして早きも明治十五年より開始せるものなれば斯業の發達尙得未だ幼稚たるを免れざるなり今年代及氏名を左に擧ぐ

年 代	郡 町 村	氏 名
明治十五年	仙北郡大曲町	小西 傳 助
同 二十年	同郡花館町	佐々木多右衛門
同 年	同郡檜岡村	鈴木 徳五郎
同 二十一年	南秋田郡土崎港町	高橋 吉兵衛
同 二十二年	由利郡龜田町	佐藤 半 七
同 二十三年	同郡小出村	伊東 左衛門

同 二十五年 同郡平澤村 首藤 吉之助

四、蕃殖の沿革

着手の歲月久しからざるを以て記載すべき事項に乏しと雖概ね蕃殖の當時は苗木及斯道の熟練家を新潟地方より招聘し漸次開園を見るに至りしなり

五、種類、名稱、早中晩、栽培の歩合

早種 日の下、平子、早六、奥六、
 中種 淡雪、細口、太平、花魁、金平、
 晩種 古賀、土佐、赤龍、太古、山丸、鐘、三吉、

以上掲ぐる種類は主に多く栽培せらるゝものにして其早中晩栽培の歩合は早晩各三分中は四分なりとす

六、苗木繁殖の方法及接砧の種類得失

苗木は主に皮接法にて繁殖を計り砧木は凡て實蒔法により養成せるものにして梨木を最上とし柃之に次ぐ

七、移植の方法

接木後二年目の秋落葉後或は三年目の春發芽前土地を整地し（凡そ二間半つつの巨離にて一本つゝ植付く）一尺五寸位の穴を穿ちこれに豫め人糞を澆き合せ置きたる土壤を入れ植付くるなり又砂地（將軍野）の如きは移植すべき箇所前年塵芥及堆肥を五貫乃至七貫位を入れ置き次年に至りて植付るなり

八、肥料の種類季節用法分量

肥料の種類季節用法分量は土性及場所に依りて相異れり

即ち砂質壤土（仙北郡大曲町）の如き地にあつては其初年及次年に於て春四月、秋九月の二ヶ度に壹本に付人糞一升到水三升を加へて之を施し以後は春季人糞五升到水一升を加ひ秋季は人糞一斗を施すにあり

又壇土壤土の地にありて（仙北郡花籠、北檜岡）は春季樹の大小に従ひ根の周圍を掘り一本に付馬肥五貫以内秋季は人糞三升乃至五升を施す或は單に秋季落葉後人糞三升乃至六升到水を倍加して用ふるもあり

又砂地（將軍野）の如きは毎年四、六、十一月及寒中の五回に施肥す而して一回の用量塵芥三貫人糞三升宛とす但し寒中は特に積雪の上より散布するものとす

八、病害の種類経過及治療豫防法

病害の種類名稱等不明なれども本縣一般の病害と認むべきもの、状態一二を左に記す

一、六月乃至八月の交に方り最初梨葉の裏面に中央の位置を占め暗黒の斑点一二を顯はし漸次蔓延して全葉に及び遂に枯凋することあり其病因、病名詳かならざれども概して老樹に多く稚樹に少し

豫防治療法の定まれるものなきも此の如き場合に於て可成古枝を剪截して之を棄却するにあり

二、六月乃至九月頃より幹及枝條の外皮に暗黒色の斑点を顯はし漸次蔓延して其極樹皮に龜裂を起し樹勢大に衰ふることあり

右の場合にありては被害の枝條は悉く剪截し且つ幹内の患部は鋭利なる小刀を以て削り去る等主なる取扱法なりとす

九、害虫の種類経過及豫防驅除法

- 一、椿象（ピンツケムシ）
- 二、象鼻虫
- 三、葉捲虫
- 四、蚜虫及蟻
- 五、果實の核を害する虫
- 六、蜂類

一、椿象(方言ビシツケムシ)又はアブラムシは褐色平扁の半翅類にして母虫及仔虫は枝葉の津液を攝取し且つ虫体より一種粘質を帯ぶる脂液を漏泄し葉芽及軟枝等にも油を塗りたるが如く黒褐色を呈して凋萎し大に樹勢を衰弱せしむ此虫は初夏及秋末の交樹幹に産卵す而して秋卵は翌春、夏卵は凡そ一週間位にして乎化繁殖するもの、如し

豫防驅除法 此虫は一種堪ゆへからざる鬚付様の悪臭を放つか故に容易に其所在を認むるを得へければ其際樹を動かして虫を轉落せしめ壓殺するにあり尙ほ石炭水又灰汁にて樹皮間を洗滌して脂氣を取るべく落葉は悉く燒却して仔虫及卵を殺すにあり

二、象鼻虫は紫銅色を帯ふる一小甲虫にして五月下旬より漸次發生し結實後果實に孔を穿ちて孔内に一ヶつゝ産卵せる後果實を轉際より咬み落すなり然るときは卵は果實内にて乎化し其内容を喰して蛹となり遂に成虫となるものなり

驅除豫防法 朝日出前樹下に白布又は藎を布き樹を揺かすときは轉落するを以て之を壓殺すべく又墜落せる果實は悉く燒棄するか或は壓搾して其内にある卵子等を殺すにあり

三、葉捲虫 母虫は鱗翅族の一小蛾にして種々の色澤を有する斑點を前翅に具ふ種類又數種あるが如し幼虫は春季發芽後軟葉を綴り捲くり其内に潛伏し時々出て葉を喰害するが故

に被害の葉は悉く褐色を帯びて縮み居るなり

驅除豫防法 母虫(蛾)は誘殺器を以て捕獲し幼虫及蛹は捲葉中に存在するを以て被害の葉を取り集め壓殺し若くは燒棄するなり

四、蚜虫(アブラムシ)及蟻蚜虫は春夏秋にかけ盛に繁殖生活を遂ぐる虫にして主に幼芽及軟葉に密着して其津液を吸収し樹勢を衰弱ならしむること椿象の比にあらずと雖ども蟻の昇騰を促すこと甚だし故に石鹼及油類にて此虫を驅除すると共に蟻の昇騰を防禦するを勉む其方法は樹の根邊を堅くせしめざる様常に耕鋤し且つ「タール」の如き粘質のものを根際に塗抹し置くなり

五、果實の核を喰害する虫は一種の小蛾類の仔虫なれども其發生經過未だ詳かならず要するに被害の果實は成育遲鈍なるを以て之を摘み取り壓搾して其仔虫を殺すを便法とするのみ
六、蜂は果實の熟期に喰害を與ふるものなるが故に紙袋を以て果實を被護するは勿論尙ほ鳥もちを以て捕獲するなり

十、花摘の方法

一、第一回は開花前密着の部分に適宜に摘取し第二回は開花に至り一房の内三四を残し他は

悉く摘取る

一、開花中花の真中四割を摘去し若くは開花中悪しき部分を摘去する等あり

十一、果實の撰別方法季節

花落ちたる後三週間以内を經形狀の悪しきもの若しくは密接したる部分を撰別し(第一回の撰別)尙三週間の后第二回の撰別を行ふ其後は虫害あるものを隨時除き去るにあり

十二、袋掛けの方法一人一日の個數及賃銀

普通の紙又は澁引紙、土佐引等にて袋を製し梨一ヶつゝに掛け糸又は管を以てくゝり結び一日一人の個數七百乃至千ヶにして一人一日の賃銀は貳拾錢乃至貳拾五錢なり

十三、除草の方法及器具

除草は左の器具類を以て發生の都度掻き去るにあり

普通鋤、鎌、西洋鎌、れいき、唐鋤、せやみ鎌等

十四、架棚の方法 保存年限一反歩架棚の經費

一、方法 樹一本に付栗、杉其他雜木等の木材(割材又は丸木の儘)を四本を建て其高さを五六尺とす横木は雜木又竹類を以て架し繩にて結束するなり

一、保存年限概して五ヶ年なれども栗材の如き高位のものを用ゆれば十五六年保存するを得べし

十一、一反歩の經費

少なきもの

五圓

不完全

中位

三拾壹圓七拾五錢

多額のもの

九拾圓

完全にして良材を使用せしもの

十五、剪枝の方法器具

架棚より横はれる大枝より生したる新枝にして直上若くは直下に向ひたるもの及び枝の配置上繁密に過ぐる部分又は病虫害の虞あるもの等は之を剪除す而して其季節は春秋二回にして器具は花鋏、木鋏及鋸等の類なり

十六、採收の方法器具一人一日の採收量

果實は手にて一々之を探り其良否を撰別して箱に入るゝも稀には鋏を用ふるものなり一人一日の採收量

少五十貫目

中百貫目

多百五十貫目

十七、貯藏法

- 一、完全の果實を撰み大なる函若くは井籠の如き器物に貯藏す其方法たるや乾燥せる藻草を厚さ一寸位に布き夫れに梨葉（兼て梨葉の樹より將に落とする頃採集し乾燥して貯へ置けるもの）を布き其上に果と果とを密接せしめざる様並べ又其上に梨葉を掛け之に藻草を覆ふ、かく幾層に詰め重ね蓋を密閉して暗黒の室に放置す
- 一、土藏内へ一ヶ五貫入の箱又は井籠を並べ置き風通なき様貯藏し一ヶ月一回つゝ検査して其腐敗せるものを除去するにあり
- 一、井籠に入れ手練を掛け置き之を土藏又は穴藏に貯ふ
- 一、木挽屑にて箱詰として貯ふ
- 一、土藏の内に井籠を造り梨を入れたる後目張をなし一旬一回つゝ他の井籠に移す
- 一、箱に入れ密封し土藏に藏め置き大寒の時は火力を與へて凍氷を防ぐ

十八、一反歩開園費

本縣當業者其經費各々異なるものあるを以て左に一々之を記す

金八圓三拾三錢三厘

南秋田郡

高十橋 吉兵衛

金拾五圓

由利郡

佐藤 半七

金拾圓

同

首藤 吉之助

金百貳拾圓

仙北郡

佐々木 多右衛門

金百三圓

同

小西 傳助

金百圓

同

鈴木 徳五郎

十九、補付後十五年目の收支

本縣梨樹栽培歳日久しからざるを以て補付後十五年に達せるもの少く只僅かに左記のもの一名あるのみ

金壹千貳百圓

收入

仙北郡大曲町

小西 傳助

但し果實一萬二千貫十貫目金壹圓

金七百圓

支出

但し人夫、肥料其他

差引五百圓

利潤

◎由利郡大小麥作況

(三十二年十一月十七日)

本郡麥類の栽培地は概ね大小豆の跡地を以て之に充つ本年は降雨多量にして大小豆は徒らに莖葉繁茂に過き成熟の期遅延し爲めに之れか播種期は例年より後れ生育稍々不良なるが如し且つ播種以來降雨殊に多きを加ひ土地乾燥の遠なきを以て粘土地に在ては腐敗せしもの少しとせず其種類并に生育の狀況は左表に擧ぐ

種別	種名	莖葉の長	分
大麥	在來種	三寸六分	一乃至二本
小麥	在來種	四寸五分	一乃至三本

◎水産

◎明治三十二年産能代實業會の燻製鯨製造事業狀況

明治三十二年産に於ける山本郡能代港町能代實業會の燻製鯨製造及輸出事業の狀況は左の如し

一燻製鯨製造惣尾數八萬七千尾

一内地需用市場名及各尾數

五千尾 横濱市場

四千尾

神戸市場

三千尾 長崎市場

五千尾

東京市場

三千尾 函館市場

八百六十尾

海軍省

二萬八千尾 地方販賣

一海外試賣地名及其各尾數

千五百五十二尾

三千尾

シドニー(同)

二千八百八十尾

五千八百八十四尾

上海(清國)

千四百四十尾

千四百四十尾

ニコライスク(露國)

三千八百六十八尾

二千百七十六尾

神戸商人を経て外國行

一鹽藏鯨需用地名其各尾數

六千百十尾

千二百尾

秋田市

九千六百九十尾

地方販賣

試賣各地の品評報告書信寫

ジール、ジー、クレスピンアンドサンより在メルボルン帝國名譽領事エーマークス氏宛てたる煙製煉に對する意見書

貴下の紹介に依り購入の煙製煉四箱は其製法に於て非常の發達を爲し充分市場に賣買するに足るべしと信す然れども只惜むべきは其大小不同にして一は他の倍大なる點に在り故に可成其大さを同一にする様注意を與へられたし而して其煙色(鹽色)も亦上出来なり若し是れ市場の好評を得るに至らば尙ほ二三十箱を送附せしめらるゝも好からん而して煉の需用最も多き時期は十月より翌年三月に至る間にして吾人の百箱より百五十箱(一箱は二十四尾)を購入せんとするも亦此時期にあり

六月二十二日附を以て上海領事代理小田切萬壽之助氏より外務大臣へ宛たる書信

秋田縣山本郡能代港町能代實業會煙製煉試賣狀況に付ては曩に及御報告候所本年五月十六日附を以て同會より送附せし煙製煉二十四尾入十二罐詰八箱は同月三十一日入港の神戸丸にて當地虹口天童路植木商店へ到着し爾來同店に於て其販賣に従事致候所品質は何れも好評にして豫想

之外に其賣往早く本日迄に既に品切れとなりたるは本品の爲め賀すべき事實に有之候然るに其價格に於ては露國産類似品と比較上今俄かに引上げるを得ざる事情あるは當館の遺憾とする所に有之豫て同會より通知之次第も有之候并に本品の當地に到着するや先づ前回の賣價より一二割方引上げ販賣を試みたるも容易に需用を見す却て既に得たる販路を障礙するの恐れあり本品は目下専ら當港出入の船舶に於て洋食原料に用ひ未だ當國人間の需用を得るに至らざれども遠からず一ヶ年二三十萬尾位の販賣を得べき望ありとの事に有之候本品は尙ほ試賣中の時期に属するを以て多少の損失あるに拘らず成るべくは汎く其需要に供して今後相當の日時を経過し需用者の嗜好あるを俟ちて漸次適當の代價に引上ぐるは當館に於ても適當の手段と認め居候

今一兩年を経過したる後にあらざれば將來本品に對する目的の有無を斷言し難しと雖ども果して當業者の云ふが如く單に船舶のみにして二三十萬尾需用の見込ありとせば一朝支邦人の嗜好を見るに至れば其輸出高蓋し少なからざるべく本品は將來「ハム」の代用品たるべしと迄或者は評し居候

尙ほ製造元に於て本品の存在すべきものあらば此際拾貳罐詰五十函分至急送附ありたしとは販

賣入植木商店の希望に有之候

今回着荷八箱分代價四拾八圓は植木商店より製造元へ直接送附致候

右及具報候間製造元へ御傳達方可然御取斗相成度候敬具

明治三十二年六月二十二日

在上海

總領事代理 小田切萬壽之助

外務大臣子爵青木周藏殿

八月十七日附を以て海峽殖民地「セラニゴール」附「クラン」富田千代吉氏より本會に宛たる書信

拜啓陳者一昨明治三十年小生渡來の節土産として當時神戸市に開會せる第二回水産博覽會に於て貴會御出品に相成りし燻製鯨(一箱五十尾入)二箱各壹圓宛にて購求仕り持參致し候所頗る好評に有之候故以後御報知申上んと存じ候へしも遂々多忙に取まされ忘却致し候へしが今回友人間に試賣仕度候故此に御照會申上候間壹箱何程に御賣却被下候哉至急原價御報知被下度候
在海峽殖民地「セラニゴール」附「クラン」

明治三十二年八月十七日

能代實業會御中

富田千代吉

十一月天長佳節日を以て清國福州南臺日東洋行より本會に宛たる書信

時下日増冷氣相加り申候處御一同様益々御清福奉南山候弊行幸に無事能有候間御安神被上度候却説干鯨製造の義に付詳細前日申上置候等御入手の事と奉存候

突然に御座候得共貴會御製造の燻鯨西洋人中より申込まれ候間御序貳百罐程御送附被下度候代金も併て御通知願度此燻製鯨は外國人には合ひ候様承り居候捌口宜敷候は、精々盡力可仕候鹽鮭も若し貴地に有之候は、貳筵包も御送附願上候是も西洋人の所望に御座候他海産物にしても將來有望之品有之候事と奉存候間御一名御派遣如何に御座候也御勘辨申上候勿々

清國福州南臺泛船浦

明治三十二年十一月天長佳節

日 東洋行

能代實業會御中

九月十日附を以て横濱市英米物産商會より本會宛てたる書信

謹啓時下秋冷之候愈御健勝ならんと奉遠察候降て弊商會も無事御静念を願上候

緒て過般御回送被下候煉製練其斯業者へ配賦致候所幸に今回英國の東洋艦隊及米國のマニラ休
戰軍の凱旋隊來港中に付織に三千尾の品故方々申譯けのみ申漸々其場合補綴致置候間若し御有
合なれば何程なり御送附方願上度候實は余り不足故引足らぬ次第に有之候間乍繰事何程なり至
急御回送被下度此段奉願候余は後便勿々敬具

横濱市高嶋町

明治三十二年九月十日

合資 英米物産商會

能代實業會御中

十二月二十七日附を以て任新嘉坡中山領事より高平外務次官宛てたる書信

秋田縣能代實業會製造の煉練試賣方嚮きに本省を同會より依頼有之當地食料品販賣店中第一に
位するリットルジョン商社に委託販賣せしめ候既既に御報道致置候通りなるが當初該品に對す
る同店主の評言を聞くに外品に比すれば多少劣等なるやの感なきにあらざるも列段間然すべき

程の點なく強て其短所とも目すべきもの指摘すれば稍硬きに失するを覺ゆるありと雖どもこれ
迎左程異れりといふにあらざれば價格低廉なる限り販路を得るに難からざるべしと云ふにあり
たり然れども茲に同品に取り尤も遺憾にして痛惜に堪へざる一事は裝填及び蠟附法の不完全な
ることにして爲に内容器は凡て徹敗し汁液罐外に滴出し其接解せる部は殆んど黒色に變じ又販
賣に附すべからざるに至り僅かに六罐を販售せるの餘は之を委棄するの止むを得ざるに出で試
賣の目的をして殆んど徒爾に歸せしむるの不幸を見るに終りたり依て尙本年(即ち昨年)八月四
日附貴信に添たる同實業會長の書面に依り當地三光商會にも同品を送附せる趣承知致居候に付
同會につき其模様を問ひ合せ候所前品の如く油漿外部に漏洩せるが如きことなかりしと雖ども
厚さ一分餘の毒嚮所々に點出し到底商品として同會に於て販賣し難きを以て是亦終に競賣に附
し候趣聞及ひ候

前陳の如く該品は未だ完全の域に遠する遠く改良を要する點數無之にあらずと雖ども其品質は
差して劣れりといふに非ざるを以て以上の欠點にして除却するを得候に於ては多少其販路を見
るの望なきに非ずと雖ども元來當地市民の多數は支那人若くは馬來人にして後者は他宗人の調
理せる食品は一切排斥して之を用ゆず而して支那人中には富豪にして珍味佳肴の饒腹する輩少

なからずと雖も燻鮓の如何なるものなるかを解するもの亦多からず況んや其他中以下の清人に至りては彼等の特性たる勤儉以て身に奉じ僅かに交趾支那及び暹羅より輸入せらるゝ低廉なる鮮魚を以て其口腹を満足せしめ到低かゝる高價の物品は彼等の食膳に上るべきにあらざるが故に只殘餘少數の洋人を其最大華主と頼む處のものなり然りと雖も當地の如き容易に而も低廉に發開たる鮮魚を得べき處にありては該品も一種の贅澤品に屬し需用自から限りあり加ふるに罐詰の如きは外觀を以て其品値の善惡を鑑別する能はず只商標により需用せらるゝものなるを以て新奇にして未だ彼等の眼底に慣熟せざる間は會に以上の缺點を消除し去るのみならず假令外品に優越するに至ると雖も容易に他の顧客を吸引すべからざるが故に今日に在つては唯た廣告的に廉價を以て之を鬻くに止まり直ちに多數の需用を喚起し一ヶ年幾何の販賣高を見るを得べきや如何の如きは到底豫測し得べき限り無之候猶ほ此他瑣細の事なりと雖も同品の外罐は至つて堅固にして一見大だ嘉すべきが如しと雖も自然其價額を高貴ならしめ且つ之を切開するにも非常の手續を要する等不便の點も有之候間他の罐詰に有之候如き容易に之を開罐するを得べき装置を附するにあらざる以上は却つて非善なる白葉鐵板を使用致候方製造者並に需用者に取り共に便益なるべくと存候且つ又た該見本品は一罐二打人なるが故旅館若くは船艦

等一時多數の人に響する所を除き普通の家族に於ては到底一二回にて廉消し盡すを得ざるに加へ該品は日々の食品にもあらざれば殘餘は開罐の儘永く之を貯存せざるべからずと雖も當地は世人の稔知するが如く赤道を距る僅かに八十哩四時炎熱氣候濕潤にして最も腐爛し易き地方なるを以て是等希望者に副ふ能はず終に之を遺棄せざるを得ざるに至るを以て當地向きのものは寧ろ半打若くは一打入の小罐に改ため候方消費者の満足を購ふべくと存候之を要するに前述の如く益々進歩改良すべき點無之にあらず候得共今回失敗の一大原因は全然裝填及び罐附法の不完全なるに是職由するものなるを以て今後當地に輸送せんと欲するものに對しては特に斯點に注意を施し候様同會に御傳達相成候様致度此段申進候也

在新嘉坡

明治三十二年十二月二十七日

領事 中山嘉吉郎

外務次官高平小五郎殿

一上海總領事代理より外務大臣へ宛たる書面に製造元に於て本品の存在すべきものあらは十二罐詰五十函植木商店へ送附ありたしとあり右に依り當時存在の製品少量なりしを以て十二罐

詰十函(貳千八百八十尾)を發送せしに其代償として金六拾圓郵便爲替を以て三十二年十二月二十三日到達せり

一海峽殖民地富田千代吉の請求に應し二十四尾入一罐に付殖民地届け金七拾五錢と報告せしに高價なる趣を以て試賣方見合せの旨申越されたるに付弊會より販路擴張の爲損益に不拘試賣方依頼致度候得共製品は内外各地へ試賣の爲輸出せし所目下品切れと相成依て明年度に至り製品發送致すへきに付其數量及販賣の見込價格報知ありたき旨照會中なり

一清國福州日東洋行より注文の製品は來翰當時既に各地へ試賣輸送すべき旨回答せり尙三十二年五月中同行へ乾鯨並に鹽藏鯨を送附せし所乾鯨百斤に付清貨拾兩鹽藏鯨百斤に付清貨六兩の評價にして品質は何れも好評なるを以て製品の存在ならば發送すべき旨申越したるも鹽藏鯨は各所へ試買せしを以て品切れと相成乾鯨は同行へ送附せし見本丈より製造せざる爲存在の製品無之依て三十三年度に至り輸送すべき旨を以て其數量照會せし所乾鯨二百斤入十函の注文有之候得共鹽藏鯨の注文なきに付照會中なり

一横濱英米物産商會より兩度の要求に相成二回共應じ製品發送せしも三回目よ要求には當時製品の存在少量なりしを以て應じ兼候得共三十三年度に至り發送すべき旨回答せり

一内外各市場に於ける品評は何れも好評なれども試賣の成績は未だ報告無之候當製造元に於ける賣行は頗る好結果にして購求者は多く當港出入の旅人なり

◎田澤湖豫察調査

左の一篇は客年本縣に於て水産上に於ける田澤湖を調査したる概況の一端を摘録したるものなり

○位置

田澤湖は本縣仙北郡の北東に位せる峰巒連互の間に湛ゆる大湖にして東西一里半南北や、短かく周圍五里余の大湖にして湖形殆んど圓形僅かに南方生保内村田子木、大澤の間に於て大森及び鎌森の凸出するを見る湖岸平地少なく湖水直ちに山腰に接す田子木、大澤(生保内村)瀧尻、(西明寺)相内(檜木内)春山、白濱(田澤村)等の漁村は湖岸にありて戸數總て五十三戸を有す、生保内、田澤、檜木内、西明寺等に通する途は僅かに尺余の小徑にしてしかも崎嶇羊腸たる山路通行の不便甚たし

○沿革

田澤湖の沿革に就きては舊記の記する所なく口碑傳ふる所悉く附會の妄説、今に至りて其の實

を知るを得ずと雖も元明天皇和銅六年此の湖始めて湧けりと云ふ其の火山脈に當ると其の底質の火山岩なると湖水の極めて深く殆んど其の深さを知る能はざるより見れば恐らくは噴火口の跡なる可し而して同湖の湖名に就きても亦多少の記事なくんばあらず同湖元漢槎湖又は單に槎湖と云ひしか後ち田澤生保内兩村に於て同湖の地籍を争ひしより田澤村民は田澤湖と唱へ來りしか明治十二年頃太平學校に於て秋田縣地誌を編纂するに當り之れを田澤湖と稱せしより以來遂に之れか湖名となるに至れりと云ふ

魚族蕃殖の沿革に至りては殆んど之れを知るを得ず只今を距る事六七十年前仙北郡の奉行増田治右衛門なるもの鯉魚を放養せしことありと云

○底 質

湖底泥土甚た少なく多く率大の砂礫もしくは岸石にして分て之れを四帯となすことを得余は今之れを名けて泥砂帶、砂帶砂礫帶、岸石帶と云ふ今左に之れを説明す可し
一泥砂帶 本帯は泥土に交ゆるに細砂を以てす湖岸葦等の之れに生するを見る而して其の區域尤も狭く生保内村大澤の岸長さ三町中十間の所及び高尻(西明寺村)相内(檜木内村)間一帯湖岸を去る四間水深五十尋の所に於て僅かに本帯を見るに過ぎず

二砂帶 本帯は田澤村春山以南生保内村界に至る迄殆んど里余に亘り巾凡そ百間一帯の白砂にして字して白濱と云ふ水蒼く砂白く風光頗る佳なり

三砂礫帶 本帯は率大もしくは拇指大の砂礫に交ゆるに多少の白砂を以てす其の區域尤も廣く生保内村田子木より大澤に至る一帯及び大澤の泥砂帶を除き高尻、相内に至る一帯は悉く本帯の底質を有し長さ二里半に亘り湖底の大半は本帯に属せり

四岩石帶 本帯は御坐の石附近より春山に至る殆んど里餘の間にして一帯岩石にして大なるものは一尺小なるものも五寸を下らす累々として湖底を形つくるを見る

以上の調査は單に湖岸の透見し得る個所に過ぎずして其の深所透見すへからざる所に至りては適當の器械を有するにあらざるよりは到底之れを知るを得ず

湖底水藻の繁茂する所は第一帯(泥砂帶)及び第三帯(砂礫帶)に多く其の種類は真正綠藻類 Chlorophyceae 中車軸藻屬 Characea に属するものにして其の形状陸草に酷似し多數の葉緑素を有し莖、莖、根等を區別するを得る最高等の藻にして長さ一寸乃至二寸常に叢生す此の藻は淡水魚類の着卵處としては最も適當なるものとす

○水 深

湖は殆んど摺鉢状をなし湖岸を去るに従て益々深し而して其の中央尤も深き所は未だ之れを知るべからざるも湖岸僅かに數尺にして直ちに五十尋の深きを見る然れども春山田子不間第二帯(砂帶)の底質を有する所は水甚だ淺く湖岸を去る百間なるも尙五十尋に上らず平常鱒漁場は百尋乃至百五十尋にして尙綱足の湖底に達せざるを見るも其の深さは百五十尋以上なるを知るに足るもし夫れ船を湖心に泛へんか水色殆んど藍の如く掬せすんは其の清水たるを疑ふか如き以て其の深さを想見し得可し惜しむらくは測深器なく其の深度を知るを得ざりしは大に遺憾とする所のものなり

○水の運動

湖水は湧水にして數十の溪流之れに注ぐ内尤も大なるものを大澤と云ひ巾凡そ五尺深さ一尺長さ六町余あり終年水絶ゆることなし樺澤、苗木澤之れに次ぐ共にアママス、シキの産卵場にして水頗る清冽底質拳大もしくは豆粒大の砂礫より成る其の他の諸澤は秋季に至れば多くは水涸れ終年流るゝことなし如斯湖水は湧水と之れ等の諸澤より流入する溪流によりて湛へ西明寺村瀨尻より流れて瀧尻川となり角籠を過ぎいよゝ大となり花籠村に至りて雄物川に合す
漁師の言によれば湖水にも亦洋海に於ける潮流状のものありと而して此の運動は調査中之れを

見ざりしと雖も今漁師の説によれば定時のものにあらずして其の方向の如きも常に一樣ならず森茫たる湖面、風風き、波死するのときに於ても尙此の現象を認め時に或は風の方向と反對に流るゝことありと云ふ而して單に湖水の上面に止らすして下底に迄て及び刺網の意外の方向に流失する事ありと云ふ

○水質并に水温

湖水は湧水と溪水より成るを以て頗る清冽にして些の汚垢の認めらるゝ事なし試みに石鹼水によりて之れを試験するに軟水の反應を呈す昔時大澤の水源地に於て鑛山の開けたる當時は其の鑛毒の湖水に流入すと稱せられしも今は既に廢山となり従て其の憂なしと云ふ
水温極めて低くしと聞けと實際の調査によれば六箇所觀測平均温度華氏五十六度にして必ずしも低温なりと云ふべからず下底の温度を知らんと欲せしも水中寒暖計なきを以て已むを得ず魚類の腐敗によりて其の大體を推測せんと欲し鱒二尾を取り一は之れを湖岸深さ三尺の所に置き他は之れを湖岸に去る二十間水深百五十尋下に垂下し三十六時間の後に之れを撿せしに其の腐敗の度甲は非常に腐敗して白色の粘液を以て全く魚骸を掩はれ眼球脱出鱗條の露出するを見るも乙は脾色の白變せると白色粘液を以て掩はれたるに過ぎざりし以上の現象より見れば水底

は多少冷温なるに相違なきもこは獨り此の湖に止まらず一般百五十尋下に於て當然認むる現象にして毫も奇とするに足らず要するに本湖水は世人の唱ふるか如き寒冷なるにあらざして其の下底の如きもさ迄寒冷ならざるは確實なる事實なりとす(觀測時晴天日光湖面を射る)

○生息魚類及び其の自然的蕃殖の狀況

從來棲息の魚類はクニマス、アメマス、クキ(ウグイ)コヒ、フナ、ドチヨフ、ギ、カチカ、グツ、クニマス、ウミマス、ゴリ、其の他二三の雜魚にして其の内最も漁獲高の大なるものはクキにしてクニマス、アメマス之れに次ぐクキは四月より七月にして六月を以て盛漁期とす毎年五六月の頃溪流に溯り産卵をなし稚魚は六月下旬に於て溪流を下りて湖水に入る
クニマスは田澤湖特産のものにして大さ六七寸乃至一尺計頭小にして口大上顎骨長く齒は小にして鋤骨の前端に生ず脊部濃藍色を呈し側面淡藍色の不正の斑紋あり腹部は銀白色を呈す胸腹鱗の末端は黒く臀鱗は十四の鱗條を具へ尾鱗又狀をなしよく發達せりクニマスの最も特徴とする所は終年孕卵を有するにあり而してサケ族の通性たる河川に溯りて産卵することなく湖中百尋乃至百五十尋の深所にありて堀に付くと云ふ卵は淡紅色を帯ひ直徑四ミリ位あり「ミリ」リアメマスは未だ其の實物を見ざるも漁師の言によれば背上濃藍色腹下青白色にして背に淡黄色

豆大の斑點を帯ひ吻端尖り齒現はる産卵期に至れば雌は體側に方形なる數條の紅斑を生じ鰓邊淡く頭部黒色に變ず常に湖中の深所にあり
産卵期は十月下旬に始まり十二月中旬に終る多くは溪流に溯り水勢急にして豆大の礫ある所に放卵すと云ふ

以上諸魚の自然的蕃殖の狀況を調査するにコヒは放流後殆んど六七十年にして年々多少の産卵ありと雖ども其の過半はクキ其の他の成魚の飽食する所となり其の蕃殖の度極めて遅緩にして近來たま／＼之れを見るに過きすと云ふ、クキの如きも繰り網を使用し盛に其の産卵前に於て捕獲するを以て近時漸く其の漁獲を減少するに至れりと云ふ、クニマス、及びアメマスに至りても其の漁獲極めて少なく一網五尾を擧ぐれば殆んど稀有の事に風すと云ふ

抑も本湖收利の過半は實にクキ漁にあるもクキは性頗る貪饕にして都ての稚魚及び卵子を攝食するを以て其の蕃殖は他のコヒ、マス等の蕃殖を害する事夥しきを以て如斯きものは寧ろ自然の淘汰に任せ以て他の有用魚族の滅亡を防ぎ其の蕃殖及び收利を維持するは最も必用の事なり今左にクキ及びマスに於ける最近漁獲高を擧げん

クキ及びマス漁獲高調

町村名	種	類	産	額		計
				價	合	
生保内	ク	ニ	マス	三二、〇〇〇	二二四	三二二
	ク	ニ	キ	一、四〇〇	九八	
檜木内	ク	ニ	マス	一九、〇〇〇	一三三	一六五
	ク	ニ	キ	四六〇	三二	
西明寺	ク	ニ	マス	四〇〇	二八	九一
	ク	ニ	キ	九〇〇	六三	
田澤	ク	ニ	マス	二九、〇〇〇	二〇三	二八七
	ク	ニ	キ	一、二〇〇	八四	
合計	ク	ニ	マス	八〇、九〇〇	六二三	八六五
	ク	ニ	キ	三、四六〇	二四二	

徑一里半周五里余の大湖にして其の漁利僅かに八百六拾五圓に過ぎず其の漁利の稀薄なる豈に驚かざるを得んや

○餌料

湖水清澄にして底質砂礫なるを以て餌料甚た少なくエビの如きはたま／＼之れを見るも到底十分なる餌料となすに足らず水藻の如きも屢々採て之れを見るも一も餌虫の存在を認むることなかりし然れども八月下旬より九月にかけて一種の昆虫(アリに羽毛を生せしものなりと)の湖面に生じ殆んど湖水の半面を掩ふ事ありて幸に其の餌料の不足を補ふか如し漁師の言によれば屢各溪流より常に多くの餌虫を流送し來るを以て常にマスは此の注入口に來り其の食餌を取ると云ふ、要するにゴリ、カチカ、クキ等の稚魚はマスコヒの餌料たる可し然れども或時期に於て水藻もしくは砂礫等に生ずる餌虫あるや否やは疑はし

○漁具并に漁法

漁具はマス及びクキ刺網及びクキ卷網にして之れを使用する漁船の如きも肩三尺乃至四尺長さ二間乃至三間の丸木船とす今左に其の構造の概畧を記さん
クキ卷網は長さ十二尋網丈七尺浮子沈子つれを除くの外悉く絹より成る今左に其の局部に就きて説明す可し
浮子材はウルシにして長さ一尺厚さ一分巾四分にして二尺隔てに之れを付し其の數總て

十九個あり

沈子 重さ八匁位の石をヤスの皮を以て包み麻糸にて五個所結び沈子綱に結付す而して其の數二尺隔てに一個を付し總て三十ヶを有す

浮子及び沈子綱 實子二本撚り經一分長さ共に七尋あり

綱目 全体八分目にして浮子沈子撚れば麻三本撚(掛目五つ)にして縮情なし

クキ刺網 浮子沈子共に前者に異なる事なく其の數浮子十三個、沈子十九個、綱目七分目丈け

五尺長さ八尋あり其の他前卷網と異なる事なし

國マスの刺網 クキ刺網と異なる點は單に綱目の一寸二分目なるにありて其の他悉く前クキ

刺網と異なる事なし

使用法は普通卷網及び刺網等と異なる事なし調製費はクキ刺網は五圓クニマス刺網は四圓同卷

網は拾圓乃至拾三圓なりと云ふ

○放養に適する魚類の種類

抑も水産に於て魚類養殖の必用なるは陸産に於て播種耕耘の必用なるに譲らす蓋し播種なくして收穫なく養殖なくして魚類の存在なければなり業に播種あり豈に耕耘なかるへげんや已に魚

類の蕃殖あり豈に之れを保護し自然淘汰の優劣を妨げ有用魚族をして益々蕃殖せしめ漁業經濟の基を定むるの策を講せしむ可ならんや

田澤湖周五里、徑里余本縣三大湖の一にして從來生息の魚族拾餘種に上るも其の産額極めて少なく僅かに八百有餘圓に過ぎずも夫れ本湖魚類の蕃殖に適し而して其の方法宜しきを得は當に收利を今日に倍蓰するのみならず從來生息せる魚族の他に有用魚種を蕃殖せしむるは最も容易の事業たる可し然りと雖も魚類蕃殖の事業たる其の關係する所頗る廣く底質、水深、水質、餌料、氣候等によりて其の種類及び方法に差違ありて深く調査講究の上にあらざれば往々之れか施設を誤る事あり故を以て琵琶湖に産するものを以て直ちに田澤湖に適すと云ふを得ず中禪寺湖に成功せるものを取りて直ちに田澤湖に移すこと能はず要は湖の状況によりて動物學上の研究に基き其の施設をなすにあり小職本湖の調査に従ふ事僅かに三日未だ以て十、一を盡さずと雖も僅か其の所見を開申せんとす

一 鱒人工孳化

本湖は其の底質の砂礫なると水深の百尋以上なると産卵に適する溪流を有するとは極めてマスの蕃殖に適し其の成效必ずや疑ふべからざるものあり然れども從來棲息する國マスの人工孳化

は容易の事にあらず蓋し前記せるか如く國マスは其の漁獲極めて少なきと四季共に孕卵を有して其の精熟期の一定せざるは到底一時に多數の卵子を得る事能はず殊に國マスは其の味の佳ならざる普通のマス即ち *Onchorhynchus perryi* Hilg. の肉味の美なるに比すれば殆んど同日の比にあらず故を以て先づ國マスに至りて網目を制限して稚魚の捕獲を禁止し或は産卵場の禁漁を行ひて其の産卵を安全に保護する等の方法によりて力めて其の保護蕃殖の途を講じ一方に於てマス的人工乎化を行はゞ其の成功蓋し見る可きものあらん

ニ 鮭魚 (*Oncorhynchus peoy* Hilg. Tar) の移殖

鮭魚は鮭科の種属にして長さ一尺五寸乃至二尺本邦琵琶湖の特産なりしか明治十五年頃之れを中禪寺湖に移殖せしに爾後漸く蕃殖して採卵乎化をなすに至れり而して本魚も亦鮭属の特性を具へ常に湖中の深所を好むと産卵は溪流水勢の急なる所に於てするを以てマスの蕃殖に適する處は概ね本魚の蕃殖に適せざるなし殊に其の蕃殖の容易なるは鮭属中本魚を以て最とす故を以て先づ本魚の移殖を試み漸次採卵乎化を行はゞ其の蕃殖期して待つ可し

三 コヒの放棄

コヒは水底土質にして水勢の急ならざるを好むを以て本湖水に於ては第一帯及び第三帯の地に

日て生息の見込あり殊に八月より九月にかけて生ずる昆虫は浮魚なるコヒの餌料として最も適當にして殊に第一帯及び第三帯に多く生ずる *Characea* 藻はよくコヒの着卵に適するを以て本魚も亦其の成效の確實なるものとす

四 ヲキは自然の淘汰に一任するをよしとす

クキの蕃殖は前述せる如くマス及びコヒの蕃殖に害を及ぼすこと大なるを以て本魚は自然の淘汰に一任するをよしとすも湖水水甚だ深きを以てクニマスの産卵場の如き百五十尋以上の深所には果して川魚なるクキの棲息し其の害を及ぼす可きやは深く調査の上にあらざれば今爰に斷言することを得ざるもクキは其の性貪饒、食を撰はざる各魚類の産卵場に少なからざる害を及ぼすは殆んど確實なる事實なりとす

五 アメマスの蕃殖保護

アメマスは其の産額極めて少なく年々減少の傾きありと云ふも夫れ今にして蕃殖保護の途を講ずるなくんば恐らくは其の跡を絶つに至る可し故に先づ其の産卵期に於て種川を定め絶対的禁漁を行ふかもししくは禁漁期を定めて其の産卵を安全ならしむる等の方法によりて其の蕃殖の策を講ずるは最も必要の事なるを以て田澤湖民は須らく組合規約を定め各種魚族の保護蕃殖の

途を講ずるは其の收利を維持し漁業經濟の基を定むるに於て實に最急の問題に屬せりと云ふ可し

◎ 蠶 業

◎明治三十二年度本縣蠶種検査成績概表

明治三十二年度中本縣蠶種検査所に於て蠶種検査を執行したる成績の概表左の如し

郡市名種	検査總蠶數	合格蠶數	有毒蠶數	欠蠶數	有毒歩合	蠶種製造人
南秋田郡	七、五九四 ^蠶	五、八一四 ^蠶	一、六二九 ^蠶	一四一 ^蠶	二、二	五
北秋田郡	三七、二七三	二六、〇七二	一〇、六八一	、五二〇	二、九	三三
鹿角郡	1	1	1	1	1	1
山本郡	五、七六八	三、三四〇	二、三七九	、〇四九	四、一	四
河邊郡	一一、四〇二	七、八二四	三、二八九	、二八九	二、九	七
由利郡	一二、九一二	一〇、四五〇	二、三一八	、一四四	一、八	二
仙北郡	一〇、九六九	五、一三五	五、七三七	、〇九七	五、三	一五

郡市名種	検査總蠶數	合格蠶數	有毒蠶數	欠蠶數	有毒歩合	蠶種製造人
平鹿郡	二九、七一〇	一一、二二一	一七、七三六	、七五三	六、一	五三
雄勝郡	五一、三二九	二〇、八五四	二九、五七四	、九三一	五、九	六三
秋田市	一、三二六	、四〇〇	、九一〇	、〇一六	六、九	二
合計	一六八、三二三	九一、一一〇	七四、二六三	二、九四〇	平均 四、五	一九五

備考 本表の外普通製種九千五百六十三枚あれども病毒成績未詳

右成績に依れば病毒の最も少きは由利郡の一割八分にして南秋田郡の二割二分に亞き最も多きは秋田市の六割九歩にして平鹿郡の六割一步之に亞き其平均四割五歩に當れり而して之を三十一年度の成績に比すれば検査蠶數に於て三萬四千四百六十七蠶蠶種製造人員に於て二十七人を増し有毒歩合に於ては七歩を減少せり之れを郡別に比較せば南秋田は二割七歩を減し北秋田は九歩を増し山本は三割八歩河邊は一割七歩由利は三割八歩仙北は一割一步を減し平鹿は一步を増し雄勝は一割一步秋田は二割三步を減じたり

以上の如く病毒歩合の平均に於て一躍七歩の減少を見れば當業者の進歩によるへきも重に蠶種検査法の實施に其因するもの、如し

◎ 蠶病消毒法

東京蠶業講習所に於て調査したる蠶病消毒法は左の如し

蠶病の種類少からずと雖も之を大別すれば微粒子病硬化病膿病及蠶蛆等にして就中前三者は傳染性を有するが故に其病毒蠶具に附着し或は室内に残存せば次期の養蠶に繁殖蔓延する恐れあるを以て此等の蠶病を夥しく發生せしめたるときは消毒法を施行せざる可からず今其重なるもの二三を掲げて之を説明すへし

(一) 蟻酸「アルデヒド」瓦斯燻蒸法 本邦農家普通の居宅若くは蠶室は燻蒸消毒法を行はんとするに當り嚴重なる目張りをなす瓦斯の漏洩甚たしくして其効力弱く費用亦從て多きを免れざるを以て各室毎に之を行ふは稍々困難なりとす故に蠶室又は納屋等の中漏洩を防ぎ得べき場所を撰みて消毒室に充て障子の個所は板戸を以て之に代へ天井壁床等の間隙は厚紙を以て二重に目張りを施し此室内には養蠶中と同様に蠶架を建て籠及筵を挿入し(之に挿入するに成る可く重ねざるを要す若し之を重ねんとするときは其間に細き竹又は棒を挟み蠶具の表面に能く瓦斯の行き渉る様になすべし)「トリヲ」消毒器を用ひ蟻酸「アルデヒド」瓦斯を此室内に送入し其充滿するに至りてより六時間之を密閉し置きて後蠶具を取出し更に他の蠶具を右の如くにして燻蒸するなり此器は現今二百數拾圓の高價なりと雖も一個を備へれば數百戸

の養蠶家に適用し得べきが故に協同購買の法に依るときは之を使用せんこと敢て難きに非ざるべし而して八疊敷高さ八尺五寸の室に於て使用する蠶具の二倍を此室にて同時に燻蒸するものとせば凡そ四拾錢の藥品料を要す若し之を購入したるときは更に使用法の説明を申請すへし蟻酸「アルデヒド」瓦斯は消毒燈に依りて木精(原名「メチール、アルコール」)を燃焼せしむるも亦之を發生せしむるを得べし現今本邦に於て製作するものは簡便安全消毒燈と稱し一箇の代金拾貳圓五拾錢内外にして廣大なる室を消毒するに適當ならずと雖も之を以て蠶具を消毒せんとするには長四尺幅三尺高七尺の箱を造り内部に脚を設けて蠶具を挿入し消毒燈に點火して箱の一隅に置き一時間の後之を取出し猶ほ一時を経て蠶具を出し更に他の蠶具を挿入し消毒燈に點火すること前の如くにして順次多數の蠶具を消毒すべし右一回分に費すべき木精の量は八匁にして其百匁の代價は三拾五錢内外なり但し木精消毒燈は往々瓦斯發生作用に支障を生し易く安全消毒燈も若し所用の木精不良なれば瓦斯發生力頗る弱くして消毒の効を奏し難く或は全く破損に屬することあり

(二) 木材燻烟法 此法は蠶室蠶具を汚染し且つ其効力前者に及ばざれども残留せる病毒の大多數驅除するを得べし木材は何れの種類を問はず成る可く多量に燻烟し其滲出するに従ひ時々

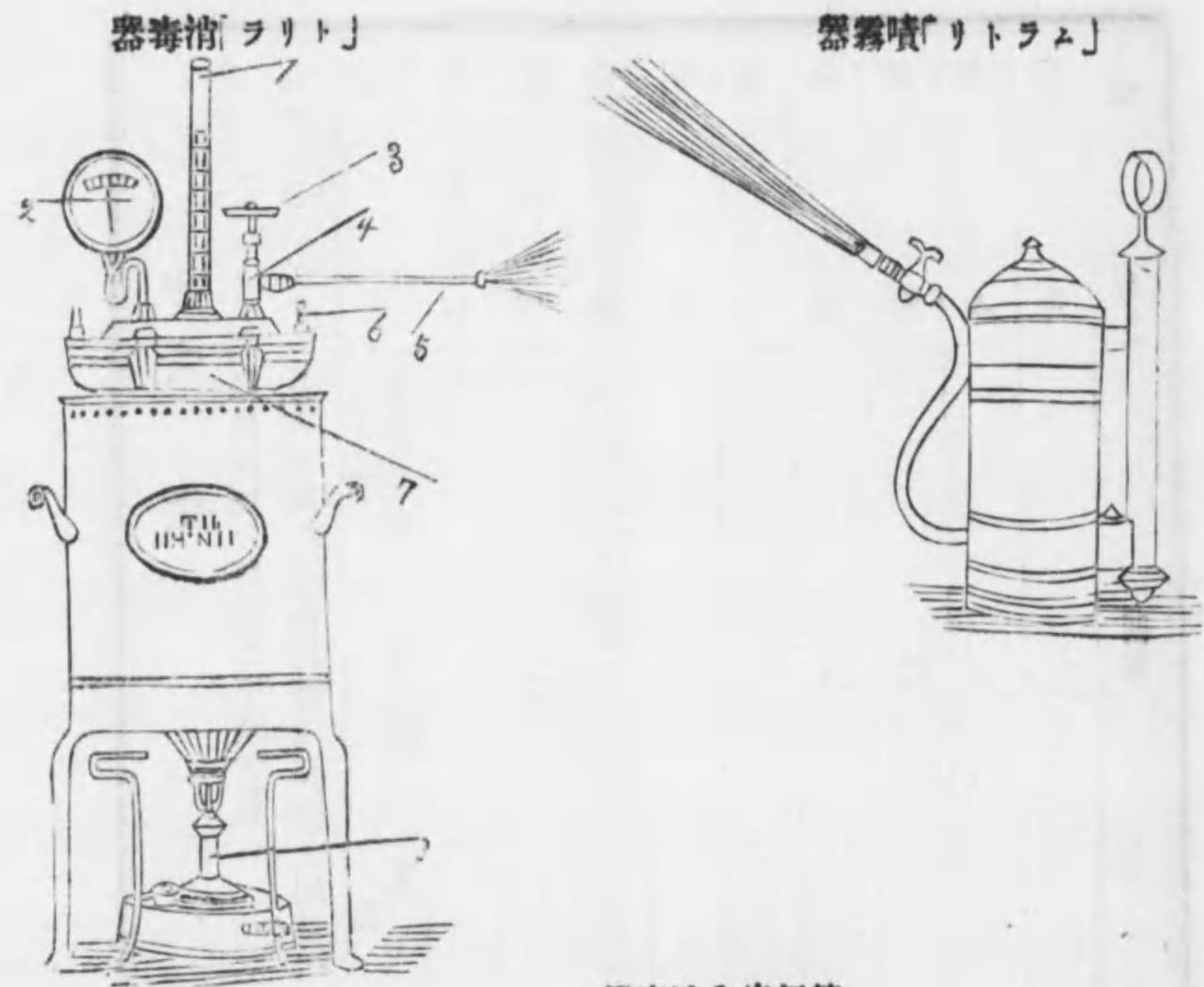
本材を加へて三時間以上室内に烟を充滿せしむべし。煙中は密閉し且つ燃口上からざる様注意すべきこと勿論なりとす。

(三) 蒸気加熱法 蒸氣を以て器具を熱することも亦有効なる消毒法にして其簡單なる装置は大釜に湯を沸かし底面には直徑一寸位の圓孔數多を穿ちたるを大桶を之に懸せ十數枚つゝ捲きたる藁を之に挿入し二三の小圓孔を穿ちたる蓋を施し此孔より蒸氣盛に上昇し始めてより三十分間を過くれは消毒せらるゝに依り藁を取出し更に他の藁と交代せしむるにあり又籠或は藁座等をも消毒せんには稍々長き箱を造り扉を設け箱内に籠と藁とを交互に建て掛け箱の底は桶と同じく多數の孔を穿つか或は格子張となし大釜の上に懸せ湯を沸騰せしむれば蒸氣は室内に入り扉の間隙より逃出すべし。瘧病の傳染毒は總て華氏二百十二度内外に三十分間蒸氣を以て加熱せば消毒するを以て桶或は箱の上部に寒暖計を挿入して此法を行はゞ完全に消毒するを得べし。

(四) 「フォルマリン」撒布法 前述の燻蒸法を行はざる室又は行ひ難き場合には「フォルマリン」の稀薄液を撒布せば完全に消毒し得べし。此藥劑は蟻酸「アルデヒド」瓦斯を水に含蓄せしめたる液体にして其濃厚なるものは百匁四十匁の瓦斯を含有せり之を清水に加へて三十九倍に

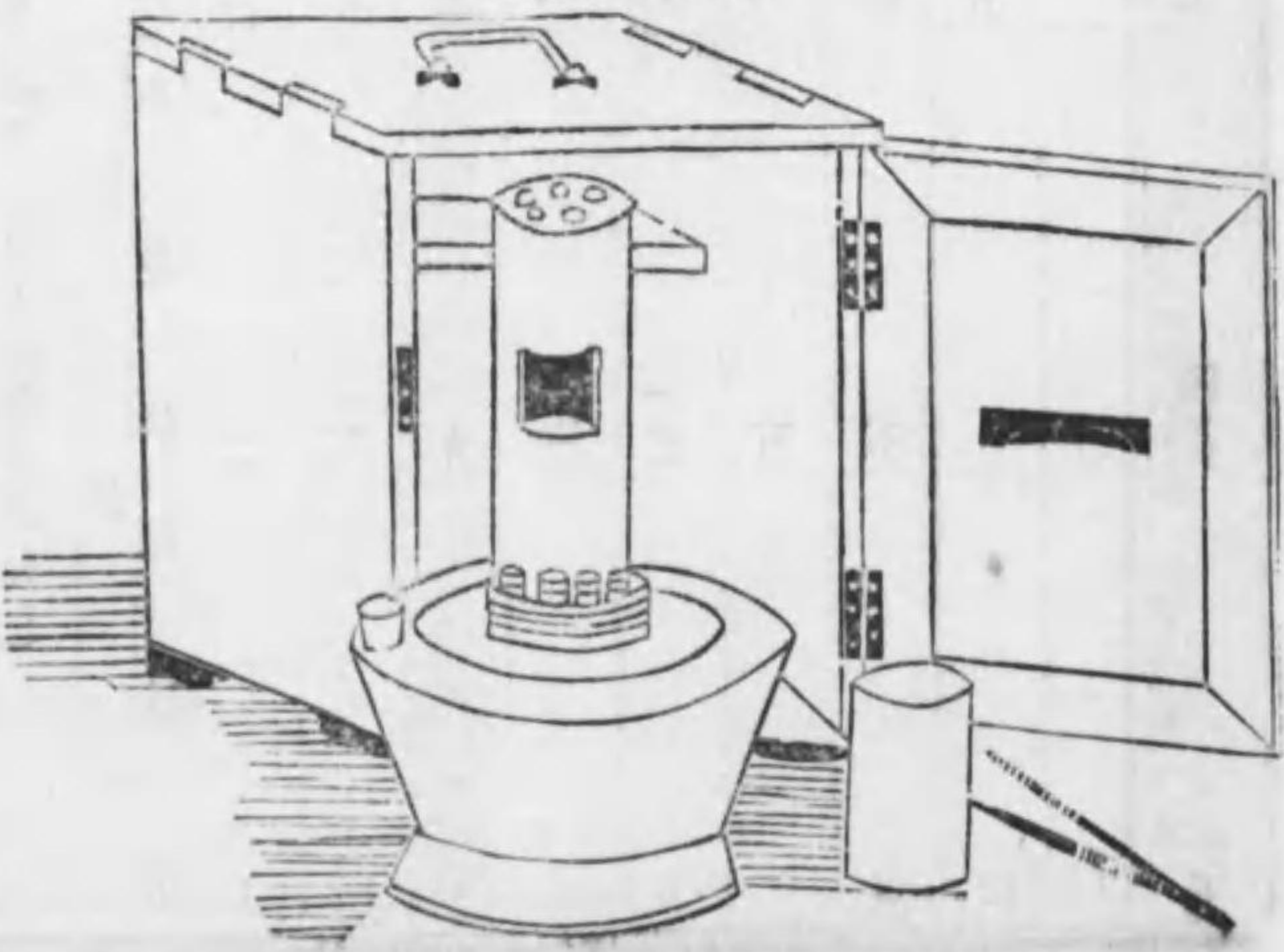
稀薄し室内は勿論廊下等の天井床壁に限なく撒布すべし。則ち一壺(半「キログラム」入りのも)は一斗一升の水に同一「ポンド」入りのものは八升五合の水に混合するあり之を撒布するに最も適當なるは「ムラトリ」式噴霧器(代金八圓五拾錢)にして先づ前記の割合に調製したる「フォルマリン」水溶液を桶に容れ此器を液中に浸して脚子の柄を上卜すれば液は漸次其同内に浸入するを以て全く之を吸ひ上げたる時は撒布せんとする室に持ち行きて射出管の栓を開かば細霧となりて擴散し烈しく噴出するを以て天井壁等隨意に撒布するを得べく若し射出の勢を減したる時は空氣中に脚子の柄を數回上下して其勢を恢復せしむべし。又殘液あらば筒の頭部上端の螺旋を開きて流出せしむべし。「フォルマリン」半「キログラム」の代價は現今貳圓内外にして八疊敷高さ八尺五寸の室内全面に撒布するには之れに三十九倍の水を加へ稀薄したるもの九合六勺餘を費し藥劑の代價拾八錢に過ぎず。

(五) 亞硫酸瓦斯燻蒸法 硫黃を燃焼して亞硫酸瓦斯を發生せしめ以て燻蒸する方法は室の容積百立方尺に付三十五匁を用ゆれば硬化病菌を消滅するの効ありと雖も家財器具を損傷し且つ人身衛生上多少の害あるを免れざるのみならず他の瘧病に對しては更に多量を燃焼せざるべからず故に白蘆蘆又は綠蘆蘆を多數に生したる場合の外實際に應用するには稍々困難なり。



- 1 寒暖計
- 2 壓力計
- 3 噴出管の栓
- 4 噴出管
- 5 同末端
- 6 蓋の螺旋
- 7 釜
- 8 石油燈

燈毒消全安便簡



(四十三)

とす
 消毒法は養蠶期の外は何時施行するも妨げなしと雖も養蠶后成る可く速に施行するを以て便なりとす又消毒法は飼育法と相待ちて蠶病豫防の効を奏するものにして完全に消毒を行ふも空氣其他の媒介に依りて再び傳染性蠶病の發すること少なからざるものなれば飼育法も亦宜しきを得ざれば其効を全ふし難かるべし

木精「フオルマリン」「トリラ」消毒器、簡便安全消毒燈及噴霧器は東京市日橋區本町三丁目十八番地松本市左衛門及び同所田中次郎同市麴町區麴町五丁目小西金次郎等之れを販賣す

東京蠶業講習所

明治三十二年

◎畜産

◎縣内獸醫及蹄鉄工開業者數

明治三十二年十二月末日現在縣内獸醫及蹄鉄工開業者數を調査したるに左表の如し

郡名	本縣		他縣	
	免狀	醫狀	免狀	蹄鉄工狀
南秋田	二	三	二	一
北秋田	三	一	三	二
由利	一	二	九	二
河邊	三	一	三	一
仙北	一	一	一	一
平鹿	四	一	五	二
雄勝	四	四	五	五
山本	一	五	一	四
鹿角	二	一	三	一
合計	四四	一七	四三	一五

錢 一頭平均 金貳拾四圓拾壹錢 (四十四ノ次)

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a continuation of the survey data or a related table. The text is mostly illegible due to fading.

明治三十三年各郡市二歲駒騾場番附

出場駒總頭數

一萬千九百九拾三頭

價格總計金貳拾六萬九千八百六拾圓九拾三錢

一頭平均

位置	牝牡頭數	一頭平均價	平均價合計	騾場地名	前年度騾場地名	位置	牝牡頭數	一頭平均價	平均價合計
大關	六三八	三三、六四五	三六、八三五	角館	角館	前頭	一六四	二二、五九〇	二四、四〇〇
關脇	一、一三七	二五、九九七	三一、六八二	秋田市	鷹巣	同	二八四	二一、四八九	二二、〇〇〇
小結	三〇五	二九、四五五	三〇、九八〇	長野	小澤田	同	一九三	二一、八〇一	二二、〇〇〇
前頭	八二	二九、〇〇三	二九、〇〇三	水無	扇田	同	八一	二二、三六六	二二、〇〇〇
同	六五二	二五、四四六	二八、七〇六	刈和野	常盤	同	一七九	二一、一八四	二二、〇〇〇
同	四一〇	二五、九八六	二八、〇三六	五城目	本莊	同	三〇二	二〇、四五二	二一、〇〇〇
同	二四六	二六、〇〇七	二七、二三七	扇田	荒瀬	同	六五	二一、三四九	二一、〇〇〇
同	一二八	二五、四〇六	二六、〇四六	大森	岩川	同	一〇五	三八、八三二	一九、三〇〇
同	二三八	二四、一五四	二五、三四四	大曲、花館	長野	同	三一八	一四、九六七	一六、五〇〇
同	一〇九	二四、一九五	二四、七四〇	李岱	水無	番外	一九	一一、八三二	一一、〇〇〇

行司 秋田縣畜産事務所

勸進元 各郡市

位置	牝牡頭數	一頭平均價	平均價合計	騾場地名	前年度騾場地名	位置	牝牡頭數	一頭平均價	平均價合計
大關	一六六	三一、五六七	三二、三九七	小澤田	釋迦内	前頭	一九二	二二、三四四	二二、〇〇〇
關脇	一七一	三〇、六九三	三一、五四八	荒瀬	ニツ井	同	一二七	二二、二一七	二二、〇〇〇
小結	二八一	二八、三八一	三〇、二三六	小又	秋田市	同	五三五	一九、七四九	二二、〇〇〇
前頭	七三八	二五、一三六	二八、八二六	矢島	大館	同	二二〇	二一、〇四三	二二、〇〇〇
同	一九九	二七、七〇二	二八、六九七	釋迦内	五城目	同	三四九	二〇、三二五	二二、〇〇〇
同	六九三	二三、九五六	二七、四二一	本莊	川口	同	一六九	二一、一〇二	二一、〇〇〇
同	一八〇	二五、九〇三	二六、八〇三	大館	十二所	同	三四七	一八、三二七	二〇、〇〇〇
同	一三一	二四、七七三	二五、四二八	十二所	小又	同	四〇五	一七、二三五	一九、〇〇〇
同	一四五	二四、四七〇	二五、一九五	鷹巣	綴子	番外	二四	二二、三八八	二二、〇〇〇
同	四六六	二二、一三八	二四、四六八	龜田	刈和野				

(備考)本番付にて格上を爲したるは重荷に頭數の多き箇所は自然價格の減少を見るべきものなるに付其位置をして公平ならしめんが爲め特に百頭以上には一頭五其儘と爲し五十頭以下は末席に列せしめたるものなり

合計	鹿角	山本	雄勝	平鹿	仙北	河邊	由利	北田	南秋田
四四	二	一	四	四	一三	三	二	三	二
一七	一	五	四	一	一	二	一	三	三

南秋田	北秋田	由利	河邊	仙北	平鹿	雄勝	山本	鹿角	合計
二	三	二	三	一三	四	四	一	二	四四
三	一	二	一	一	一	四	五	一	一七
二	三	九	三	一三	五	五	一	三	四三
一	二	二	一	一	二	二	四	一	一五

一頭平均 金貳拾四圓拾壹錢 (四十四ノ次)

一頭平均價上	平均價合計	糶場地名	前年度糶場地名	位置	牝牡頭數	一頭平均價上	平均價合計	糶場地名	前年度糶場地名
三三、六四五	三六、八三五	角館	角館	前頭	一六四	二二、五九〇	二四、四一〇	川口	李岱
二五、九九七	三一、六八二	秋田市	鷹巣	同	二八四	二二、四八九	二二、九〇九	六郷	大館
二九、四五五	三〇、九八〇	長野	小澤田	同	一九三	二二、八〇一	二二、七六六	常盤	矢島
二九、〇〇三	二九、〇〇三	水無	扇田	同	八一	二二、三六六	二二、三六六	横手	七日市
二五、四四六	二八、七〇六	刈和野	常盤	同	一七九	二二、一八四	二二、〇八九	綴子	院内
二五、九八六	二八、〇三六	五城目	本莊	同	三〇二	二〇、四五二	二一、九六二	花輪	西馬音内
二六、〇〇七	二七、二三七	扇田	荒瀬	同	六五	二二、三四九	二一、三四九	横堀	大森
二五、四〇六	二六、〇四六	大森	岩川	同	一〇五	三八、八三二	一九、三五七	葺山	能代
二四、一五四	二五、三四四	大曲、花館	長野	同	三一八	一四、九六七	一六、五五七	能代	横手
二四、一九五	二四、七四〇	李岱	水無	番外	一九	一一、八三二	一一、八三二	脇本	湯澤

秋田縣畜産事務所 勸進元 各都市糶場世話保

一頭平均價上	平均價合計	糶場地名	前年度糶場地名	位置	牝牡頭數	一頭平均價上	平均價合計	糶場地名	前年度糶場地名
三一、五六七	三一、三九七	小澤田	釋迦内	前頭	一九二	二二、三六四	二二、三二四	上杉	水澤
三〇、六九三	三一、五四八	荒瀬	ニツ井	同	一二七	二二、二一七	二二、八五二	西馬音内	龜田
二八、三八一	三〇、二三六	小又	秋田市	同	五三五	一九、七四九	二二、四二四	二ツ井	上杉
二五、一三六	二八、八二六	矢島	大館	同	二二〇	二二、〇四三	二二、一四三	岩川	毛馬内
二七、七〇二	二八、六九七	釋迦内	五城目	同	三四九	二〇、三一一	二二、〇六〇	毛馬内	六郷
二五、九〇三	二七、四二一	本莊	川口	同	一六九	二二、一〇二	二二、九四七	七日市	横堀
二四、七七三	二六、八〇三	大館	十二所	同	三四七	一八、三一一	二〇、〇五二	院内	花輪
二四、四七〇	二五、四二八	十二所	小又	同	四〇五	一七、二三五	一九、二六〇	水澤	檜山
二二、一三八	二五、一九五	鷹巣	綴子	番外	二四	二二、三三五	二二、三六八	湯澤	檜山
二二、三三〇	二四、四六八	龜田	刘和野	番外	二四	二二、三八八	二二、三八八	湯澤	檜山

たるは重むに頭數の多き箇所は自然價格の減少を見るべきものなるに付其位置をして公平ならしむんか爲め特に百頭以上は一頭五圓つゝの格上を爲し而して百頭以下は未滿に列せしめたるものなり

山 林

明治三十二年 山林開墾許可地表示

郡名	田開墾地 個所數	畑開墾地 個所數	宅地 畑開墾地 個所數	地目變換地 個所數
平鹿	五、七〇〇七	六〇四、三一八	二一〇、三三二	四
雄勝	一、五二二七	二九一、九六九	二七〇、五〇〇	二
由利	八五一七	九一、七九一〇	六八、五三三	二
河邊	一九二五	二一、二〇四	八、五三三	二
鹿角	六六二五	一、一八二七	三、二〇〇	一
山本	二四	一、一八二七	三、二〇〇	一
北秋田	一、七九二三	四	一、二〇〇	一
南秋田	三、一一五	四、九六二四	二〇、一五三	五

◎ 山 林

◎明治三十二年 山林開墾許可地表示

明治三十二年 山林法第六條に依り本縣に於て 山林開墾を許可せられたるものを郡別に表示すれば左の左し

郡名	田開墾地 個所數	畑開墾地 個所數	宅地 畑開墾地 個所數	地目變換地 個所數
平鹿	五、七〇〇七	六〇四、三一八	二一〇、三三二	四
雄勝	一、五二二七	二九一、九六九	二七〇、五〇〇	二
由利	八五一七	九一、七九一〇	六八、五三三	二
河邊	一九二五	二一、二〇四	八、五三三	二
鹿角	六六二五	一、一八二七	三、二〇〇	一
山本	二四	一、一八二七	三、二〇〇	一
北秋田	一、七九二三	四	一、二〇〇	一
南秋田	三、一一五	四、九六二四	二〇、一五三	五

仙北	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	11,070	31,091	4,450	285	9,715	17	3,300	1	1

◎奨励植樹一覽

明治三十一年本縣々令第七十六號植樹奨励金下付規則及三十年本縣訓令第十七號小學校樹栽規程に依り本縣に於て奨励金を下付し植樹を奨励せられたる結果漸次植樹數を増加したるが今試に創始年度以來の植樹數及下付金額を郡別して表示すれば左の如し

郡名	○小學校奨励植樹一覽表	
	明治三十年度	明治三十一年度
河邊	樹數 26,500 金額 79,500	樹數 7,000 金額 21,000
鹿角	樹數 7,500 金額 22,500	樹數 16,400 金額 48,000
山本	樹數 1,700 金額 5,100	樹數 25,890 金額 77,670
北秋田	樹數 1 金額 1	樹數 84,621 金額 253,863
南秋田	樹數 1 金額 1	樹數 8,700 金額 26,100
合計	樹數 36,702 金額 117,602	樹數 137,911 金額 428,636

由利	樹數 1 金額 1	樹數 9,446 金額 28,338	樹數 5,700 金額 17,100
仙北	樹數 10,020 金額 30,060	樹數 17,339 金額 52,017	樹數 50,167 金額 150,501
雄勝	樹數 3,000 金額 9,000	樹數 4,820 金額 14,460	樹數 6,120 金額 18,360
平鹿	樹數 1,776 金額 5,328	樹數 3,050 金額 9,150	樹數 2,310 金額 6,930
許	樹數 50,496 金額 151,488	樹數 177,266 金額 530,598	樹數 216,497 金額 649,491

但し三十二年度分は三十三年一月末日を以て計算せり

○町村部落等奨励植樹一覽表

郡名	明治二十九年		明治三十年		明治三十一年		明治三十二年	
	樹數	金額	樹數	金額	樹數	金額	樹數	金額
河邊	66,900	86,000	82,000	125,000	47,000	84,000	58,050	94,365
鹿角	1	1	1	1	1	1	1	1
山本	22,000	147,500	22,500	145,000	72,000	88,500	219,820	167,480
北秋田	8,000	11,000	8,000	16,000	33,000	59,000	66,000	92,000
南秋田	1	1	1	1	1	1	1	1

計	石油	硫黃	石炭	鐵滿奄	硫化鐵	銅	鐵	金銅	金銀銅鉛亞鉛	金銀銅鉛	金銀銅	金銀
三	三											
一四			三			二	一	二	二	一		
四	一		二									
一	一											
一一	三		四	一	一							一
四								一				
二			二									
四		一								一		二
五						一		一	一	一		
四八	八	一	七	四	一	二	三	二	一	五	二	四

◎ 鑛 業

◎明治三十二年中鑛山試堀及探堀許可箇所數

但し三十二年度は三十三年一月末日を以て計算せり

種別	有鑛質	無鑛質	試堀許可箇所
南秋田			
北秋田			
山本			
河邊			
由利			
仙北			
平鹿			
雄勝			
鹿角			
計			

計	平鹿	雄勝	仙北	由利
二八三、七六九		五九、八六九	五、〇〇〇	
三七五、三三九		一一九、七三九	一〇、〇〇〇	
二五五、三五六		四〇、三五六	一〇、〇〇〇	
三八六、七一一		八〇、七一一	二〇、〇〇〇	
二五五、九三六	九〇〇〇	八九、九三六	五、〇〇〇	
四二四、七七二	一八、〇〇〇	一六四、二七二	一〇、〇〇〇	
三〇三、四二二		三四、三五二	一〇、〇〇〇	一五、二〇〇
四六七、八四九		六八、七〇〇	二〇、〇〇〇	二五、三〇〇

有鐵質探掘許可箇所		無鐵質探掘許可箇所	
種別	南秋田	北秋田	山本河邊由利仙北平鹿雄勝鹿角計
砂金			二
銀銅			一
石炭	一		一
計	一		三
			四

◎商業

◎明治三十二年下半年縣内各銀行營業狀況

三十二年七月以降十二月に至る本縣金融の狀況を管内各銀行の營業報告に就き概論せん。六月以前に於ける米價の下落に伴ひ金融は益々緩漫の一方に流るのみにして貸付割引の回收頗る多く一般利息を引下げ資金放下の途に焦慮するに至れり爰に於てか各銀行業者は長期固定を擇まず頻りに資金の放下を爲すに勉めたり然るに八月下旬に至り生糸輸出の季節となり糸價案外の騰貴をなしたるを以て資本の運用稍々活氣を帯び起て九月に入り米價昂騰の氣運に向ひ加ふ

るに十月の交金貨流失の防禦として各地警戒の結果諸物價頗る膨脹し一時遽に金融引締獵りに固定に貸付を爲したる銀行業者の如き多少狼狽の姿なきにあらざりしも案外騰貴せる生糸は非常の好況にて迅速輸送せられたるを以て取引の頻繁なりしも僅かに月餘に過ぎず故に金融の緊縮も又甚たしき恐慌に陥らざりしは幸福なりき唯た一時取引の好況頻繁の時季に於て輸出迅速なりしと物價意想外の昂騰を爲したるに依り見越へ込みの勇氣を欠き商業家多く其利を逸したるか如し然れども三十二年の下半年は之れを概言すれば金融頗る圓滑に經過を了し商況近來に多く見ざるの好期を以て終れり

圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	圓錐形 方形 斗	計		
													概	概	
二四三	二二、二八	二、二四三	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三	二、二八三
六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七	六二七

檢定料貳百貳拾五圓貳拾五錢壹厘

衡器

種別	新	舊	新	舊	改	定	新	舊	差	止	舊	用	許	可	計
分銅	貫	三〇五	六	六	一三	一七	一一	一五七	一八九	六八七	一八九	一八九	一八九	一八九	六八七
天秤	貫	一〇	一	一	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺秤	貫	二二九	一	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一四八
分銅	グラム	一、五五三	二〇四	六五	五二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二、〇一〇
天秤	グラム	一三三	二二	二二	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七四
臺秤	グラム	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一

木製秤	貫	六、八五五 <th rowspan="2">八七 <th rowspan="2">七二二 <th rowspan="2">一 <th rowspan="2">一九八 <th rowspan="2">六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th>	八七 <th rowspan="2">七二二 <th rowspan="2">一 <th rowspan="2">一九八 <th rowspan="2">六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th>	七二二 <th rowspan="2">一 <th rowspan="2">一九八 <th rowspan="2">六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th></th></th></th>	一 <th rowspan="2">一九八 <th rowspan="2">六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th></th></th>	一九八 <th rowspan="2">六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th></th>	六二 <th rowspan="2">二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th></th>	二二 <th rowspan="2">一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th></th>	一、一七七 <th rowspan="2">八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th></th>	八七五 <th rowspan="2">九、九九九 <th colspan="2">計</th> </th>	九、九九九 <th colspan="2">計</th>	計		
												グラム	貫	
製秤	貫	一七八	二	二二	一〇	九	二五	八	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四
製秤	貫	二四〇	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇	一〇	二八四	二八四	二八四
計	貫	九、四一六	一〇二	九、三	一	二九一	一五五	三四	一、四八三	一、〇九八	一三、五七三	九、九九九	九、九九九	九、九九九

檢定料千百貳拾八圓貳拾貳錢

備考

- 一(合格新)とあるは二十六年度量衡法實施後の製作品にして成規の檢定をなしたる器物なり
- 一(合格舊)とあるは度量衡法實施前の製作品にして成規の檢定をなしたる器物なり
- 一(改)とあるは三十一年農商務省令第十一號に依り販賣所の賣残り器に附印せるを以て受檢を要せざる器物なり
- 一(定)とあるは三十二年に檢定せるを以て受檢を要せざる器納なり
- 一(差止)とあるは差程甚しく成規の檢定をなすへき價値なき器物なり
- 一(舊器使用許可)とあるは度量衡法實施前製作の器物にして構造上不合格となるを以て成規の檢定をなさず特に本年中(三十二年十二月迄)使用を許可せる器物なり

● 氣 象

◎ 明治三十二年本縣六、七、八月氣象表

(一) 明治三十二年六月秋田市氣象 (秋田測候所六回觀測平均)

(一) 温 度

前月に引續き氣温甚た高く全月の平均十八度八(華氏六十五度八)は平年に比し一度昨年より一度六高温なり平均最高温度は二十二度七(華氏七十二度九)にして平年より一度昨年より一度六高く最低は十五度四(華氏五十九度七)にして平年より一度三昨年より二度六高し而して全月中の最高氣温は十三日に於ける二十六度八(華氏八十度二)最低は十八日に於ける九度九(華氏四十九度八)なりとし而して旬別に於て之れを見るときは始め上旬の間は前月に引續き一度乃至二度の割合に高く中旬以降は梅雨期節に屬し例年陰濕の天氣連りて氣温頓に冷却せるを常とするも本年は入梅以來數日間稍々降雨ありしと雖ども氣温に影響なく依然温暖を保つ居るを以て中旬間は昨年と比すれば三度或は四度余高く下旬の半は後に至り良好の天氣連續せしを以て氣温一層上昇せり

(二) 濕 度

本月は梅雨期節にあるを以て空氣は稍々濕氣を帶ひ前月に比すれば樹して多濕なりと雖ども平均八十二は昨年と同一にして平年に比し稍々乾燥せり而して各旬に就て見るときは中旬の始めより下旬の始めに互り多濕にして下旬の半は以降尤も乾燥せり

(三) 風

本月は高低氣壓の變遷期に屬し氣流攪亂して概ね不良の天氣を呈しと雖ども風力は寧ろ微弱の方なりしが本年は九州の西部及北海道の東部に屢々濃厚なる低氣壓を現出し當地附近は常に高壓部に接近し居るを以て却て天氣良好なりしも風力割合に強く全月中強風以上吹きし日數は十三日の多きに達し此間風位は南西或は南東多數を占めたり

(四) 天 氣

本月中の降雨日數は十七日にして快晴二日晴天十二日あり即ち是れを旬別にするときは上旬は降雨日數尤も多く中旬に至りては晴天大に連續し下旬の始めに至り雨天數日に互りしが同旬半は後より再び晴天連續せり

(五) 雨 量

本月に於ける天氣は前項の如く割合に良好の天氣多く降雨日數の如きも例年に比し少しと雖

とも十八日午後朝鮮海峡に現出せる低気圧は翌十九日に至り日本海を渡り本州の北西部を横断して太平洋に向進するの際當地に非常の豪雨(十二時間に百三十耗余)を降られしより全月の總量二百五十一耗(一坪面積に四石五斗九升六合餘降水の割合)は本年に比し九十八耗三又昨年よりは八十二耗二多量なりとし而して本月に於ける蒸發總量は百四十二耗(一坪の河川より二石五斗九升八合余蒸發の割合)にして前月より稍々減少せり

(一) 午前十時の観測平均

観測所地名	温		度		雲量	風
	最高	最低	絕對最高	絕對最低		
郡町村平均	二五、〇	一四、九	三〇、〇	一四、四	六、八	南西 南八十二度西
由象瀧	二五、九	一五、四	三〇、〇	一四、四	八、〇	西 南三十八度西
利本莊	二二、一	一四、三	二九、一	九、〇	六、七	北 北六十八度西
雄矢嶋	二二、七	一三、八	二九、五	八、八	六、七	南 北八十二度西
勝湯澤	二二、四	一三、七	二九、七	七、〇	七、一	北 北四十七度西

観測所地名	温		度		雲量	風
	最高	最低	絕對最高	絕對最低		
平横手	二五、五	一四、六	三〇、三	一〇、〇	六、九	北 北三十三度西
鹿沼縮	二五、〇	一四、九	三〇、六	一〇、一	七、〇	北 北九度東
仙大曲	二四、七	一五、二	三〇、八	九、五	七、六	南 西南十二度西
北角縮	二二、九	一四、四	二九、〇	九、〇	六、二	西 南七十七度西
河邊岩見三内	二二、〇	一四、四	二九、〇	九、〇	七、四	西 南四十八度西
秋田市	二二、七	一五、四	二九、八	九、九	七、五	東 南七度東
南士崎	二二、四	一六、一	二八、六	一一、三	五、六	西 南三十六度西
秋船川	二二、三	一四、三	二七、六	一一、〇	六、九	南 南十一度東
北五城目	二二、一	一五、五	二七、〇	九、四	六、六	南 西南五十度西
山本能代	二二、二	一四、三	二八、〇	八、〇	六、九	東 南十八度東
北鷹巢	二〇、九	一四、三	二八、三	七、四	六、九	西 北五十八度西
秋大館	二二、四	一四、〇	二八、二	七、九	七、一	西 南八十六度西
鹿花輪	二二、五	一三、九	二八、二	九、五	六、〇	北 北十三度東

角 毛馬内 二〇、七 二五、七 一一、三 二八、三 二九 八、〇 八 六、五 西 北七十二度西

(二) 全日中の現象

観測所地名	雨	一日中の最多量	各種の日数	地震は回数なり				
					雨	天	暴風	電雷
郡 町村	總量	量	日	日	日	日	日	日
由 象瀉	一〇四、〇	一六、九	三	一	〇	〇	〇	〇
本 莊	一五六、八	四六、三	一	二	〇	〇	〇	〇
利 矢嶋	二四二、五	四四、三	一	〇	〇	〇	〇	〇
雄 湯澤	九一、五	三三、六	一	一	〇	〇	〇	〇
勝 皆瀬	九二、七	二五、五	一	一	〇	〇	〇	〇
平 横手	一六六、七	七二、〇	一	一	〇	〇	〇	〇
鹿 沼館	一六九、二	六五、五	一	一	〇	〇	〇	〇
仙 大曲	二〇一、六	一〇〇、〇	一	一	〇	〇	〇	〇
北 角館	二七二、八	一一五、三	一	一	二	〇	〇	〇

河邊 岩見	秋田 市	南 土崎	秋 船川	田 五城目	山本 能代	北 鷹巣	秋 大館	鹿 花輪	角 毛馬内
一八二、五	一三〇、九	一一二、六	一六九、〇	八四、八	三〇、五	九〇、八	二二、六	八、五	四五、〇
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
一七	一七	一一	一四	一三	一六	二〇	一四	一七	一四
〇	一三	〇	〇	〇	一	〇	一	〇	三
一	〇	一	一	一	〇	一	〇	二	一
〇	四	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇

備考 表中温度は攝氏の度を以て風向は八方位なり又雨量は^{ミリメートル}を以て示したるなり
雨量を升目に改算するに左の如し

一歩面は一升 一升八合三勺二

一 度歩面に一耗 五石四斗九升八合
 一 町歩面に一耗 五十四石九斗八升
 一 方里に一耗 八萬五千五百石余

(三) 明治三十二年七月秋田氣象 (秋田測候所六回觀測平均)

(一) 溫度

本年は稍々高温にして全月平均二十二度八(華氏七十三度八)は平年に此し〇度八昨年より〇度三高く平均最高温度は二十七度一(華氏八十度八)にして平年より一度四高く又最低は十八度九(華氏六十六度)は平年より〇度四高く昨年より〇度八低温なり而して全月中の最高氣温は七日に於ける三十二度(華氏八十九度六)にして最低は十一日の十五度五(華氏五十九度九)なり而して旬別に就て見るときは本年は例年と反對にして上旬間は却て温度高く例年より二度余高温を示し中旬は大なる較差なかりしも下旬に至り曇天數日に邊り隨而雨天日數も多かりしを以て平年より五度余低温なりき

(二) 濕度

例年に比し概ね乾燥にして平均七十九は平年に比し七昨年より八熟れも少なし而して上旬より

中旬間は大に乾燥し下旬に至り陰濕の天氣連續せしを以て概して多濕なりき

(三) 風

本年は平年に比し風方割合に強り強風以上の日數六日にして其他は疾風或は和風を吹き風向は上旬以降中旬の半に互り主に東方を占め中旬以降は概して西方或は北西方多數を占めたり

(四) 天氣

全月中の降雨日數は十八日にして快晴七日晴天五日あり即ち上旬より中旬の初めは前月に引續き概ね晴天なりしも中旬の半ば後より降雨日數多く下旬の末に至り再び晴天連續せり

(五) 雨量

本月の降水量は甚た少く全月中の總量七十四耗二(一坪面積に一石三斗五升七合余)は平年に比し百十耗七昨年より百〇七耗五少量なり即ち上旬の初より中旬の半ば迄は降量殆んど皆無なりしも同旬半ば後より漸く降雨を催ふし下旬の初め尤も多量なりき而め本月中の蒸發量は百八十二耗七(一坪の河川面より三石三斗六升一合余蒸發の割合)にして前月より四十一耗増加せり

(四) 明治三十二年七月管内各地の氣象

(一) 午前十時の觀測平均

観測所地名	温			度		雲量	風	
	平均	最高	最低	絕對最高示度	絕對最低示度		最多方向	平均方向
郡町村	平均	最高	最低	絕對最高示度	絕對最低示度	量	方向	平均方向
由	象瀧	三六、九	二九、九	一九、六	三三、〇	五、三	北	北五十度西
利	本庄	二五、九	二七、八	一八、六	三三、一	六、三	西	南十七度西
雄	矢嶋	二五、九	二九、二	一五、三	三四、五	四、九	南	南六十一度東
勝	湯澤	二六、六	三〇、八	一八、〇	三三、七	五、二	北	北六十一度東
平	皆瀬	二四、五	二八、四	一六、九	三三、七	七、一	北	北四十八度西
鹿	横手	二五、四	二九、五	一八、七	三三、二	五、三	東	北十七度東
仙	沼館	二四、七	二八、二	一九、一	三三、二	五、五	東	南七十八度東
北	大曲	二五、〇	二九、三	一九、三	三三、三	五、九	南	南四十六度東
河邊	角館	二七、四	三一、〇	一九、二	三六、三	六、一	西	北四十八度南
三岩見	三内	二七、一	三〇、九	一九、〇	三八、一	五、三	南	南二十五度西
秋田市	三内	二七、八	二七、一	一八、九	三二、一	七、一	東	南七十五度東

(二) 全日中の現象

観測所地名	雨		一日中の最多量	各種の日數		地震は回数なり	風向
	雨量	日		雨天	暴風		
南	土崎	二六、三	二八、六	二〇、〇	三	四、四	西
秋	船川	二四、八	二七、八	一九、五	三三、三	六、八	南
田	五城目	二七、〇	三〇、一	一八、九	三三、八	五、〇	南
山本	能代	二六、三	二八、九	一八、五	三三、七	五、四	西
北	鷹巣	二五、三	二八、八	一七、八	三三、九	五、三	西
秋	大館	二六、七	二八、九	一八、十	三三、二	四、六	西
鹿	花輪	欠	測				
角	毛馬内	二五、〇	二九、一	一五、八	三三、三	五、一	西
由	象瀧	一三、五	二八、一	一三	三	〇	
本庄	本庄	一〇、〇	三、一	一	三	一	

利	雄	勝	平	鹿	仙	北	河	秋	南	山
矢	湯	皆	横	沼	大	角	岩	市	土	本
嶋	澤	瀬	手	館	曲	館	見	市	崎	能
代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代
一五〇、三	七九、一	二二、四	一五四、七	一九二、二	二二九、四	一三六、四	一七三、四	七四、一	七五、一	六三、七
三四、二	二二、二	四四、二	二九、〇	三五、五	二六、九	二二、五	三六、五	一三、五	一九、七	二八、〇
二四	三	二二	二二	二二	五	四	三一	二二	一九	三
一〇	一〇	一八	一六	二〇	一八	二二	一三	一八	一三	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	六	〇	四
一	一	八	五	一〇	四	一	三	二	二	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七	〇	〇

北	秋	鹿	角
鷹	大	花	毛
巢	館	輪	馬
内	内	内	内
二二四、八	六六、八	欠	一四、七
二五、二	一一、二	測	五、〇
二七	一五		一五
一五	二二		二二
二	〇		〇
五	〇		五
〇	〇		〇

備考 表中温度は攝氏の度を以て示す風向は八方位なり又雨量は耗を以て示すたるなり
雨量を升目に改算するに左の如し

- 一歩面に一耗 一升八合三勺余
- 一尺歩面に一耗 五石四斗九升八合余
- 一町歩面に一耗 五十四石九斗八升余
- 一方里面に一耗 八萬五千五百石余

(五) 明治三十二年八月秋田氣象 (秋田測候所六回觀測平均)

(一) 温度

本月に於ける温度は全年の最高期に属するを以て氣温大に上昇す則ち全月中の平均二十三度五
(華氏七十四度三)は平年に比し大差なくも昨年より一度余低温なり而して最高氣温は二十六度

八(華氏八十度二)にして平年より一度五昨年より一度八低く又最低温度は二十度五(華氏六十八度九)にして平年及昨年比し差したる高低なく全月中の最高は二十八日に於ける三十三度四(華氏九十二度二)にして最低は三十一日に於ける十四度(華氏五十七度二)なりとし而して本年は降雨日數最も多く風位は西方多數を占めたるを以て例年に比し稍々低温なりき

(二) 湿度

全月中殆んど陰濕の天氣連續せしを以て空氣は頗る濕潤を帯は平均八十七は平年に比し二昨年より三多く之れを旬別に見るときは上旬の半ばより中旬に互り多濕にして稍々乾燥せり

(三) 風

本月は例年常に靜穩にして風力は微弱の方なりと雖も本年は低氣壓の出沒頗る頻繁なるか爲め不良の天氣連續し風力も稍々強り強風以上吹きし日數七日にして風向は南東或は西才多數を占めたり

(四) 天氣

全月を通して快晴の天氣殆んど一日もなく晴天僅かに七日にして雨天日數は實に二十四日の多きを達せりこれを旬別にするときは上旬の初めは晴天二日にして以降中旬迄は陰濕の天氣連り

下旬に至りて漸く晴天五日に達せり

(五) 雨量

本月は前記の如き不良の天氣連續せるを以て降雨隨て多量にして全月中の總量三百〇三耗五(一坪面積に五石五斗五升四合余)にして之れを平年に比するに百〇九耗三多く昨年より六十四耗七多量なり之れを旬別に於て見るときは上旬より中旬間は尤も多量なりき而して全月の蒸發量は百二十耗七(一坪の河川面より二石二斗〇八合余蒸發の割合)の少量にして前月より六十三耗減少せり

(六) 明治三十二年八月管内各地の氣象

(一) 午前十時觀測平均

觀測所地名		温			度			雲		風	
郡	町村	平均	最高	最低	絕對最高日	絕對最低日	量	最多方向	平均	風向	
利由	象瀧	二六、四	二九、一	二一、〇	三四、二	一一	八、一	南	五十九度	西	
	本庄	二五、七	二七、八	一八、六	三三、一	七	六、三	西	四十四度	西	
	矢嶋	二五、〇	二八、七	一七、一	三三、〇	二二	八、〇	北	六十三度	西	

秋北	山本	田	秋	南	秋	河邊	北	仙	鹿	平	勝	雄
鷹	能	五	船	土	田	岩	角	大	沼	横	皆	湯
巢	代	城	川	崎	市	内	館	曲	館	手	瀬	澤
二五、三	二五、六	二六、〇	二五、三	二六、〇	二五、五	二五、九	二六、三	二四、九	二五、一	二五、四	二五、三	二五、三
二八、一	一八、〇	二五、七	二七、一	二八、一	二六、八	三〇、三	三〇、四	二八、五	二九、〇	二九、二	三〇、二	二九、一
二〇、〇	二〇、〇	二〇、七	二〇、五	二〇、七	二〇、五	二〇、四	二〇、八	二〇、八	二〇、四	二〇、三	一八、七	二〇、八
三三、二	三三、〇	三三、七	三三、六	三三、二	三三、四	三三、〇	三三、六	三三、七	三三、二	三三、一	三三、六	三三、〇
二八	二七	二八	二八	二八	二八	三	二八	二八	一一	二八	二九	二八
一三、四	一四、五	一四、七	一一、九	一七、〇	一四、〇	一一、七	一四、四	一五、〇	一七、六	一四、五	一〇、五	一六、四
三	三	三	二	三	三	七	三	三	三	三	一六	三
八、〇	八、三	八、三	八、一	七、二	八、八	八、六	八、七	八、三	八、三	七、二	八、二	八、三
西	東南西	南西	南	南東	西	西	西	南	南	西	北西	南西
北三十八度西 南八十一度西	南十六度西	南四十三度西	南	南十七度西	南二十七度西	南四十度西	南四十六度西	南四十三度西	南三十九度東	南五十二度西	北四十九度西	南五十六度西

(二) 全日中の現象

觀測所地名		雨		量		各種の天氣		地震は回	
郡	町村	總量	一日中の最多	雨天	暴風	電雷	地震	回数	方位
田	大館	二五、六	二七、八	二二、二	三三、三	二八	一四、九	三、一	八、一
鹿	花輪	二五、九	二八、九	一九、八	三三、〇	二九	一三、四	三	六、五
角	毛馬内	二四、一	二八、五	一一、五	三三、八	二八	一〇、〇	三〇	八、〇
由	象瀧	四〇、七	一一、九	一〇	一〇	二〇	二	一	〇
利	本庄	二七、二、六	四四、三	九	九	二二	一	二	一
雄	矢島	四七、二、四	六、一、五	一〇	一〇	二〇	一	一	〇
勝	湯澤	二二、九、五	二七、〇	一〇	一〇	二〇	二	二	一
平	皆瀬	四三、六、九	六、九、四	一〇	一〇	一七	一	二	一
鹿	横手	三三、二、三	五〇、〇	五	五	二〇	〇	〇	〇
鹿	沼館	三五、四、二	五、一、七	三	三	二四	〇	三	一

仙北	北	河邊	秋田	南	秋	田	山本	北	秋	鹿	角
大曲	角館	岩見	三内	土崎	船川	五城目	能代	鷹巣	大館	花輪	毛馬内
三四五、九	四一〇、〇	三九二、九	三〇三、五	二〇九、四	一九三、〇	二四七、四	一八六、一	二七四、六	二七二、〇	一一六、二	三二二、二
四五、八	三九、五	七五、八	五三、九	三四、七	二六、〇	三九、五	三六、〇	二七、二	二二、八	四七、五	五七、〇
五	二四	二五	一〇	九	一〇	二七	二九	二二	一六	二二	二五
二二	二二	二二	二四	一九	二二	一八	一八	二〇	二二	二	二二
〇	〇	〇	七	一	〇	〇	二	〇	〇	一	三
〇	一	二	三	二	二	〇	〇	二	〇	一	〇
〇	三	〇	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備孝 表中温度は攝氏の度を以て示す風向は八方位なり又雨量は耗を以て示したるなり

雨量を開目に改算するに左の如し

- 一步面の一耗 一升八合三勺余
- 一又歩面の一耗 五石九升八合余
- 一町歩面の一耗 五十四石九斗八升余
- 一万里面の一耗 八萬五千五百石余

◎明治三十三年一月大寒の温度及積雪

明治三十三年一月二十日(大寒)に於ける管内の積雪及最低温度を調査するに左の如し

地名	最低温度(攝氏)	積雪の深さ(曲尺)
由利郡本庄	氷點下 〇度九	尺、四〇
同郡象瀧	同 〇度一	尺、三〇
秋田 市	同 三度五	尺、八四
南秋田郡土崎	同 三度八	尺、九七
同郡五城目	同 一度五	尺、六五
山本郡能代	同 四度五	尺、七〇

北秋田郡河仁合 同 五度 三、七七
 同郡 鷹巢 同 六度九 一、八五
 北秋田郡大館 同 五度八 一、二五
 鹿角郡花輪 同 四度二 一、八〇
 仙北郡角館 同 二度七 二、二三
 同郡 大曲 同 二度五 三、六五
 平鹿郡横手 同 五度一 二、五五
 雄勝郡湯澤 同 四度三 三、三四

即ちこれを前年に比するときは温度は一体に稍々高く積雪は頗る多し而して更に本年に於ける積雪を最近五ヶ年の平均に比するに各地共其最多きを見れば本年は近年の多雲なるか如し

◎明治三十二年度天氣豫報及暴風警報適否表

秋田測候所に於て地方天氣豫報及暴風警報適否を調査したるに左表の如し但し地方天氣豫報適否調中正中の百分率は偏中の數を正半して正中に加へ計算したるもの又暴風警報適否は單に秋田測候所觀測の結果に基き調査したるものなり

○地方天氣豫報適否調

種 類	風			向			天			氣		
	正 中	偏 中	不 中	正 中 百分率	偏 中	不 中	正 中	偏 中	不 中	正 中 百分率	偏 中	不 中
一月	二四	二四	二	八七	二	二	二二	八一	〇	八七	八	〇
二月	二四	二四	二	八九	二	二	一六	一〇	二	七五	一	〇
三月	二五	二五	三	八四	三	三	二〇	七	四	七八	四	〇
四月	二五	二五	五	九〇	〇	〇	二〇	七	三	八〇	三	三
五月	二六	二六	三	九〇	二	二	二一	七	三	八一	三	三
六月	二一	二一	六	八〇	三	六	一九	八	三	八〇	三	三
七月	二六	二六	四	九〇	一	一	一九	一〇	二	六七	二	二
八月	二六	二六	三	九〇	二	二	二一	九	一	八四	一	一
九月	二四	二四	二	八三	四	二	二〇	五	五	七七	五	五
十月	二六	二六	三	九〇	二	二	二一	七	三	八一	三	三
十一月	二四	二四	二	八三	四	二	二三	六	一	八七	一	一
十二月	二三	二三	三	八一	五	三	二六	五	〇	九三	〇	〇
全年	二四	二四	四	八六	三〇	四	二四	九	二七	八二	二七	二七

○暴風警報適否調

種 類	同 報 數
一月	三
二月	五
三月	六
四月	三
五月	五
六月	四
七月	四
八月	四
九月	五
十月	五
十一月	四
十二月	四
全年	七
全年	五五

正中	二	四	五	二	四	四	三	五	四	三	六	四	六
不中	一	一	一	一	〇	〇	二	〇	〇	〇	一	一	九
百分率	六七	八	八二	六七	八〇	一〇〇	一〇〇	六〇	一〇〇	一〇〇	七五	八五	八四

● 雑 事

◎明治三十二年物産陳列所概況

本縣物産陳列所に於ける陳列物品及縦覧人員等寄託物品等取調へたるに左表の如し

陳列室	常備品		寄託品		賣却及下戻付異動數		十二月現在寄託品
	物品	價額	物品	價額	物品	價額	
一號	七四七	六一三、一三六	三二	三二五、五七一	一一	七七、一七五	三〇一
二號	一、五五九	二七五、一五九	三六八	三〇六、九五〇	六一	一三九、七〇六	三〇
三號	二、五二二	五二六、〇四七	一、七三七	二〇一、六六〇	八二	二〇一、六六〇	九一六
四號	一、五五一	五八八、七〇三	一、二七七	一、六九九、六三九	四二八	六五四、九一一	八四九
合計	六、三七四	二、〇〇三、〇四五	三、六九五	三、一四九、四九四	一、三三三	一、〇七三、四五三	二、三七三
三十一年に對し増	四、一五三		二、八八〇				一、五五八

縦覧人員

三十一年	一三、六六一	平均	一、一一三	備	三十二年は三十一年に比し一、三七九の増加
三十二年	一五、〇四〇	月一ヶ	一、二五三	考	

寄託物品賣捌高

糸及織物	燒籠製品	金屬類	食用品	竹木類製	漆器類	裝飾其他の	價額合計
一九七、〇〇四	一一、四四〇	一一三、六三三	一〇、六六六	四九、二二六	二一、六一三	八二、六五四	四九五、二二六

◎秋田菓樹協會の設立

縣下菓樹業の發達を期せんか爲め斯業執心家の協議に依り秋田菓樹協會なるものを設立するの計畫あり諸般の準備全く整頓し客年十一月第十九回本縣種苗交換會を師範學校舊附屬校舍に於て開會の際同所にて發會の式を挙げたり今規則書及發會式の模様を左に記載す

秋田菓樹協會會則

- 第一條 本會は秋田菓樹協會と稱し秋田市に設置す
- 第二條 本會は菓樹業の改良發達を圖るを以て目的とす
- 第三條 本會の會員を別て名譽會員通常會員の二種とす

第四條 名譽會員は學識若しくは名望あるものを本會の決議を以て推選す

但本會の議事に關せざるものとす

第五條 通常會員は専ら菓樹栽培に従事するもの或は菓樹業に熱心なるものを以て組織す

第六條 通常會員は會費一ヶ年金三拾錢一月に離出するものとす

第七條 本會に左の役員を置く

會頭 一名

幹事 三名

協議員 各郡市一名

地方委員 若干名

第八條 會頭は本會を代表し本會一切の事務を總理す時宜に由り幹事をして代理せしむるを得

第九條 幹事は會頭の指揮を受け出納記録及び會報編輯等の事務を掌る

第十條 協議員は會頭の召集に應じ會務を商議す

第十一條 地方委員は斯業に關する地方一切の事務を掌り及び情況を報告するものとす

第十二條 役員は總會に於て撰舉し任期一ヶ年とす但再選するを得

第十三條 役員は當分の内無報酬とす

第十四條 各地方に於て二回以上小集會を開き菓樹業上須要なる事項を談話し又は宿題に對し

口頭若しくは書面を以て意見を述ぶるものとす

第十五條 本會は菓樹に關する標本及圖書等を設備し會員の參考に供し又隨時品評會を開設するものとす

第十六條 毎年秋季總會を開き前年度施行の事務要領を報告し翌年度の豫算事業の方法等を議定し及談話をなすものとす

第十七條 金員及物件を本會に寄附するものあるときは會頭の名を以て謝狀を發し寄附者の氏名を帳簿に録し永く之を保存す

役員

會頭 小西文之進

幹事 根田忠正

同 湯瀬哲太郎

同 木野信三郎

明治三十二年十一月二十五日秋田市西根小屋町元附屬校舍に於て發會を舉行す

發會式順序

- 一 第一號鐘にて會員式場に着
- 二 第二號鐘にて知事及來賓會長の案内にて式場に着席
- 三 第三號鐘にて發起人總代主意書を朗讀
- 四 役員選舉の件(發起人總代演説)
- 五 會頭本會の成立を告げ縣知事祝辭
- 六 會頭答辭
- 七 來賓委員の祝辭演説
- 八 第四號鐘にて會頭閉會を告げ茶菓を饗す

秋田菓樹協會設立趣意書

本縣は土地肥沃にして面積廣く氣候其宜しきを得蓋し菓樹栽植の適地たるや論を俟たざるなり抑菓實は社會の進歩衛生の發達に伴ひ需用を増加するは理勢の然らしむる所なりとす輒近歐米各國菓樹業の隆勢なるは蓋し此點に依らざるはなし本邦に於ても斯業の發達改良を圖るもの亦

た漸く勃興せんとす近く奥羽隣縣の如き巨多の果實を東京市場に輸送して聲價を博すと又北海道地方の如きは海外にも輸出を試みつゝありと聞けり是れ豈に斯業に於て一大快事ならずや然り而して本縣斯業の状況を觀察するに十歩の閑園猶且之れか栽植を試む就中林檎の如きは收利甚た多し斯の如き現況にして將來繁殖の功を推さは遠きを俟たずして肩を隣縣北海道に比するに易々たるのみ物産の一大富源を開くに至るや信して疑はざる所なり只從來の姿に依れば都會に輸するの一事は交通の便を得ざるを以て彼れに比して一步を譲るに至りしなり今や奥羽鐵道も若々工事を進め其一端已に我縣内に開通する今日に際し銳意之れに精勵し措置宜しきを得は本通の後も必百歩前進競争場裏に勝を制する難事にあらざるへし茲に於て乎斯業に従事するもの互に氣脈を通し種類を改良し栽培の管理害虫驅除豫防法を購し又は需用地の状況を探り販路の擴張を謀る等講究すへきの道甚多し依て普く全縣内特志家を協合して斯業の發達を謀らんとす是即本協會を設立する所以なり今や當業者諸氏韓施の勞に依り已に百余の會員を得たり因て本日を下し武田知事閣下其他の貴賓を招請し以て發會式を擧ぐ幸に目的を達せんか小にしては當業者各自の利益を増し大にしては地方經濟の一助となるや必せり希くは諸氏宜しく戮力協同し以て本會の効果を擧げられんことを敢て蕪辭を陳して發會の趣旨とす

發起人惣代

明治三十二年十一月二十五日

湯 瀬 哲 太郎

幹事根田忠正君 過日總會を開きたる際、發會式を舉行すべき等の所其時に會長には小西文之進君顧問には石川理紀之助君を推撰せられたるが兩君に承諾を求むるに時日を要するも且つ本會は叱咤の間に其組織成りたるものなれば諸般の準備整頓せざるにより發會式を舉行すること能はず已むなく後日を期せしが小西、石川の兩君とも幸ひに就任を承諾せられ又諸般の準備も整へたるを以て本日をも以て發會式を舉行することとなりたり諸君願くは幹事の意を了せられよ

會頭小西文之進君 本會の成立を告げ左の演述を爲す

不肖の私、諸君の推選する所となり會頭職を汚かすこと、なれり私は固より未熟にして會務を整理すること能はざるを恐るも唯も而かも諸君は不肖なる私を補翼して以て本會の目的を達せらるゝならんを信するを以て不肖を顧みず會頭職を汚かしたる次第なり爾今斯業の爲めには出來得る限り盡力せん考へなり諸君も斯業の爲め本會の爲め充分盡力あらんことを望む會頭職を汚かすは付き一言すること爾り……尙ほ本會の成立を告げたるは實に欣然措く能は

ざる所なり

祝 辭

抑も果物の需用は世運の進歩に伴ふて増加する蓋し争ふ可らざる事實なりとす然り而して本縣の地由來果樹栽培に適し固より其品類に乏しからず故に斯業に従事するもの年一年其多きを加へ將來有望の事業たるに於て聊か間然する所なきを信す然るに之れか統一機關の備はざるもの時機の未だ熟せざるによるか抑も亦必要の迫らざるによる乎吁鬱勃たる産業界裡本縣有爲の事業をして空しく老ひしむるもの眞に遺憾とする所なり加之今や東北鐵道は竣工を進めて事業の勃興を促しつゝあるにあらずや願ふに方今斯業の氣運は已に天の時を得亦たよく地の利を得たり只人の和を得るにあるのみ於是乎當業有志の士之を自然に附し去るの不利なるを感し讒熟し計成り茲に秋田果樹協會なるものを組織するに至れり嗚呼國家の慶事之に過ぐるものなげん予は欣然式に臨み之を祝す

明治三十二年十一月二十五日

秋田縣知事 武田千代三郎

知事武田千代三郎君 本日の發會式に御招待に預りたるを以て聊か一言を述べ以て祝詞の補足とすべし……抑も菓物の將來需用を増加するは蓋し争ふ可らざるの事實にして決して疑を挾

む可らざるなり從來日本にては菓物を食するは間食物として喫茶の時に於てのみなりしが時勢の變遷、日本も西洋風に倣ひ上下共に食後に菓物を喫する恰も香物同様となるに至れり元來人間が魚、獸、肉を食したる後は淡泊なる食物即ち菓物を望むは生理上自然の嗜慾なり西洋人の菓物を食するは恰も日本人の香物と一般なり今や其風日本に入り東京、大坂、長崎、横濱、神戸等の料理店、旅人宿は勿論各自個々に密柑、苹果、及梨等を用ふるが爲め漸次需用を増加し又た航海事業の盛んに伴ひ著しく需用を増せり、日本郵船會社の如きは二十萬噸の汽船を有し世界六大郵船會社の一に居る由にて該會社にては常に多數の乗客あるを以て抜錨の際は何時も菓物を澤山用意する趣きなり又た外國汽船も入津の際は時の菓物三四十日間食し得る丈の用意を爲し、若しくは寄港地迄の菓物を準備する由に聞けり又た軍艦の如きは航海する毎に必ず生菜の儘、若しくは罐詰として莫大に積み行く趣きなり上海、香港、西伯利亞、亞米利加、歐羅巴等にては日本の密柑を食する實に莫大の額なりと聞けり然るに近年内地に於ける需用額は海外輸出額に超過せる現象を呈せるを以て之れによりて將來を推考するに如何に多數の苹果、梨、密柑等を栽培するも決して賣出に困難を生ずるか如き慮なかるべし、中國、四國、及九州の如く不毛地のなき所は格別なれども本縣の如き到る所手を下さざる所ありて而

かも風土、氣候等に於て苹果、梨を栽植するに適する故之を栽植するに於ては非常の利益あるべし彼の長崎、鹿兒嶋地方に於て柑橘類を歐羅巴、西伯利亞に夥多に輸送し居るが、長崎に於ては四五年以前時の知事たる大森鍾一君が縣下一般の密柑の栽培を勸誘し、密柑産地に入を派し、苗木を買占め終に苗木の品切れなるに到らしめたる程にして其目的は西伯利亞鐵道全通の曉には密柑を歐州市場に輸送するにある趣きなり密柑は佛蘭西、伊太利にては出來るなれども其價高貴にして到底歐羅巴全土の需用を充たす能ざれば長崎縣下に於て夥多に密柑を輸送し以て多くの財貨を輸入せんと決心にて其栽培する種類は最良種四五品とし一種類の密柑を以て船一杯に滿さんとの覺悟なり是を以て獨り當業者のみならず縣廳郡役所の役員は云ふも更らなり警部巡查に至る迄大に注意し害虫、萎縮病等あるを發見したるときは直ちに當業者に通じ豫防、驅除及手當等を爲すなり……本縣も長崎縣に倣ひ大に菓樹を栽植し將來支那、西伯利亞、歐羅巴に何十噸、何百噸を一種類の菓物にて輸送するに到らしむるも本會の力を以てせば蓋し容易の業なるべし、余は長野縣に在りしとき山間の温泉場に於て珍菓を喫したることありしが該菓は「くわりん」の菓實にして元來「くわりん」は滋味多く食するに堪へざるものにして只た其材は細工用として用ふるの外、殆んど無用物視せられしが同所にて

外國人より菓實に製する方法の傳習を得之を製造して横濱菓物商に見本として送りたるに大に賞賛せられ翌年よりは幾許にても買受くるの約定を爲せる由なり而して該菓實は一斤百二十匁にして其價は五拾錢なり只砂糖代幾干を要する丈なり、従前は「くわりん」の實は無用物視して更らに顧みるものなかりしが今や一大産物の原料となりたるを以て山の持主は一々幾干にて賣却するのみならず山を所有せざるものは耕地に「くわりん」を栽植するに至れり、交通の便を得るに従ひ思はざるものが産物となることあるなり況んや苹果、梨の如きは甘酸宜しきに適し何地の人と雖も之を嗜まざるものなし、左れば長崎縣の如く會員互に申合せ同種類を多く栽植し支那、歐羅巴、亞米利加に輸送するに於ては得意先も殆へ隨て市場の價格も増さん希くは諸君一致奮發して斯業に従事せられんことを若し會員一致せずして各自思ひ／＼の種類の栽培せんか徒らに多くの菓物を産するも商品として市場に聲價を博すること能はざるは勿論其利益も隨て大ならざるべし……菓樹栽培上恐るべきは實に害虫なりとす殊に苹果は其最も甚しきものなり然れども適當の手段を以て豫防、恐れて尙ほ慎るべきは害虫を驅除せば其害毒を瀰蔓せしめ之を顧みざるの一事なり一方は大に注意して害虫の豫防、驅除を計るも地方に於て之を顧みざるが如きあれば到底斯業の隆盛を望む可らずして中途に挫

折せんのみ、斯業獎勵に就ては縣廳は出來得る限り尽力すべし尙ほ警察の力を以て害虫驅除等を要するあらば是れ亦た力を添ふるに吝ならざるべし故に諸君は害虫を驅除せず漫然之を看過するものあらば本會の力と、制裁とにより征伐せられしや私は平生書記官參事官及小西君等と菓樹栽培を獎勵せんと話し合ひしつゝありしが諸君は他の誘導獎勵を俟たず決然本會を組織せられたるは欣然措く能はざる所なり聊か無辭を陳して祝詞の補足とせる次第なり……是迄は諸種の會ありしも長く繼續せず皆な中途に破れたり是れ會其もの、罪にあらざして交通の不便は實に之れが原因たるなり、實に交通不便は事業の振興を望むべからず、今や鐵道は本縣大館迄通せり今より苗を植へ其結實する比ひに鐵軌將さに縣の東西を貫通し其産菓をして何つれの市場に輸送するにも些の不便なかるべし……諸君の熱心と團結の力により其目的を達するを得ば獨り本縣の幸福のみならず一國の富を増すは固く信じて疑はざる所なり、西南地方の密柑、奥羽地方の苹果を海外に輸出し西人が舌鼓して之を喫する間に彼の財資を日本に輸入するが如きは實に一大快事ならずや

答 辭

秋田菓樹協會本日を以て成立を告げ茲に發會式を擧ぐるに方り縣知事閣下を初め貴賓各位の

臨場を辱ふしたるは獨り本會の光榮のみならず將來大に本會事業の發達を促すに足れり抑も本會の目的は既に設置の趣意書に陳述したるか如く本縣の氣候風土皆能く果樹栽植に適し將來一大物産として最も有望の地位を占有し居るにも不拘我が産業界に一地步を進め能はずして僅かに東北の一隅に賑々の聲を放つに過ぎざるもの願ふに本縣各地當業者たるも從來協合の美を欠くの致す所ならん乎吾人豈慷慨に堪えべけんや蓋しその之をして然らしむる所以のもの抑も之れか救濟する所の統一機關備はざるに由る今や幸に當業者有力家諸君の贊助を得て之れか機關を備ふるを得たり、文之進乏しきを以て敢て會頭の席を汚し閣下本日の高論に副ふ能はざらんを畏るも雖も深く盛意を體し協心戮力刻苦精勵其衝に當り本會設立の旨趣を貫徹せんことを誓ふ聊か所思を陳へ隨て答辭を呈す

明治三十二年十一月二十五日

秋田菓樹協會々長 小西文之進

祝詞

語に曰く智慧有りて雖も勢に乗るに如かず磁器有りて雖も時を待つに如かず一事一業を興起する宜しく時勢に乗するに非ざれば勢多くして効少しと宜なる哉

惟ふに國家の富強を致さんと欲せば先づ將さに殖産興業の道を講せざるべからず是れ夙に朝野志士の唱道せし處にして今や益々其聲高からんとする好機運に際會せり此時に當り本縣に於て物産の興す可きもの多しと雖も其急須を要すべきものを菓樹業とす然りと雖も之れか殖産發達の實を擧げ本縣の一大物産と爲さんと欲せば焉んぞ個々單力の能し得べき處ならんや要するに一に當業者の協力同心の力に據るに非ずんば到底其目的を達する能はざるは言を俟たざるへし

本縣下有志茲に見る所あり秋田菓樹協會を組織せられ本日をして發會の式を擧げらる之れ本縣に於ける一大物産の増殖を見る端緒として將來益々隆盛に趣き以て其目的を達せん事を確信す誠に本縣の爲め將に國家の爲め慶賀の至りに堪へざる處なり仍て聊か蕪言を陳へて以て本日の盛典を祝す

明治三十二年十一月二十五日

河邊郡豐嶋村

藤嶋市藏

菓樹協會の發會式をいはひて

人皆のこのむ木の實をとりつくる

道ひらけ行く御代を樂しき

山本郡常盤村

須合泰藏

明治三十三年十一月二十五日

本報の編輯者

山本郡常盤村

須合泰藏

勸業報文第六十一號終

明治三十三年三月十二日印刷
 明治三十三年三月十七日發行

秋田縣内務部第四課

印刷者

松本讓

秋田市保戸野北鐵砲町五番地

印刷所

秋田株式會社

秋田市茶町菊之丁十八番地

終